

図解による

建設業許可の手引

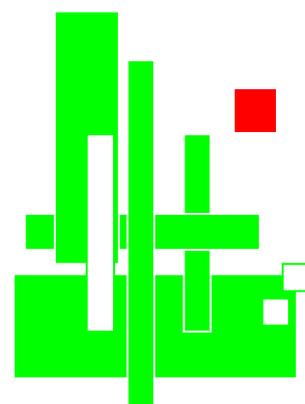
(申請・変更)

(Ver. 11)

編集

■ 静岡県交通基盤部建設経済局

建設業課



はじめに

この手引は、昭和 24 年の建設業法(以下「法」という。)の公布・施行に伴う建設業の登録制度、そして昭和 46 年の建設業許可制度の設立以来、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、法で定める許可要件等の解説、必要な書類の例示等により、建設業許可の申請手続等についてまとめたものです。

法の趣旨を御理解いただき、本手引を参考にして適切な手続を行ってください。

この手引の内容は、

令和 7 年 9 月 16 日以降の申請及び届出から適用します。

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

申請書様式等のダウンロードはこちらから

静岡県公式ホームページ「建設業のひろば」建設業許可

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html>)

法令・通達等	本書での略称
建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)	法
建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)	令
建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)	規則
国土交通省告示	告示
建設業許可事務ガイドライン (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)	ガイドライン

「建設業許可の手引(Ver.11)」を改訂しました。
改訂点は以下のとおりです。

1 主な改訂箇所

- ・現在の常勤性確認書類の変更(手引ページ)
表において①から順に当てはまったものを添付してください。
- ・経營業務の管理責任者又は営業所技術者等の工事实績について【注15】の追加
【注15】
許可申請書、通知書により許可を受けて建設業を営んでいたことを証明する場合は複数の許可申請書等の写しを提出してください。
(古い許可年月日から新しい許可年月日までの期間を証明することが可能です)…例①
また、最新の許可以降の期間については、変更届の写しを提出することで証明が可能です。…例②

例① 許可の有効期間が令和元年5月1日から令和6年4月30日の申請書又は通知書
許可の有効期間が令和6年5月1日から令和11年4月30日の申請書又は通知書
→令和元年5月1日から令和6年4月1日までの5年間の証明

例② 許可の有効期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日の申請書又は通知書
令和7年12月31日決算の事業年度終了後の変更届を提出
→令和6年4月1日から令和7年12月31日までの期間の証明が可能

- ・営業所の専任技術者の呼称変更(専任技術者→営業所技術者等)
- ・申請書等様式の変更
- ・営業所技術者等の要件を満たす資格一覧の修正
実務経験が必要な資格について、必要な実務経験年数を○で記載しました。
(例:一級土木施工管理技士(コード13)で左官の一般建設業許可 7③)
※③等は申請書への記載は不要です。

・建設業許可に係る金額要件の変更

	現行	改正後
特定建設業の許可を要する 下請代金額の下限	4,500万円 (建築工事業:7,000万円)	5,000万円 (建築工事業:8,000万円)
専任の監理技術者等を要する 建設工事の請負代金	4,000万円 (建築一式工事:8,000万円)	4,500万円 (建築一式工事:9,000万円)

- ・訂正印の廃止

3 その他

建設業許可の手引(Ver.11)については、令和7年9月16日以降の申請及び届出から適用します。

4 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

電子申請について

令和5年1月10日から、
建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用を開始しました。
***引き続き、紙による申請・届出も行うことができます。**

建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、建設業許可及び経営事項審査の電子申請の受付を開始しました。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

電子申請における注意事項

1 gBizIDについて

申請を行うためには申請者のgBizIDが必要です。

代理申請の場合は、代理申請者のgBizIDも必要となります。

gBizIDの詳細はGビズホームページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)で御確認ください。

2 提出期限後の許可申請等について

許可更新提出期限(許可満了日の30日前)後については、電子申請での受付は行いません。

紙による申請により、速やかに管轄の土木事務所に申請してください。

なお、電子申請では、同時に複数の申請、届出を行うことができません。

3 添付書類等について

電子申請の場合も、**紙申請と同様の添付書類、確認書類が必要**となります。

システムに電子ファイルを添付して電子申請を行ってください。

なお、システム上ですべての必要書類が表示されるわけではありません。

必ず手引等で必要書類をよく確認の上、書類を添付してください。

4 申請手数料について

申請手数料は、電子納付と静岡県収入証紙による納付が可能です。

静岡県収入証紙により納付する場合は、納付の案内があった後、システムから用紙を印刷の上、書留(手数料が5万円超の場合は一般書留)等の補償付きの方法により送付してください。

郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任を負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査もできませんので、御理解のほど、お願いします。

システムの操作方法等は、JCIP「お問い合わせ」画面から
お問い合わせいただくか、ヘルプデスクへお電話ください。
JCIPヘルプデスク 電話:0570-033-730(ナビダイヤル)

電子申請における注意事項

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)により 申請等を行う場合の注意事項

1 「第2号 工事経歴書(工事経歴を確認する資料)」

静岡県においては、本資料は不要ですが、システム上、ファイル添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

2 「第7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」及び「第9号 実務経 験証明書」

証明者と申請者が異なる(申請法人代表者が元個人事業主として証明する場合を含む。)場合、JCIPには「証明者」を空欄で入力してください。

また、別途、システム外で証明者が作成した証明書を、ファイル添付してください。

なお、法人代表者が、個人事業主の期間も含めて証明する場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&A Q8を参照してください。

3 (個人事業主)「その他添付ファイル(登記事項証明書)」

新規許可申請等で、その他添付ファイル「登記事項証明書」の添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムURL
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&A

令和5年1月から運用を開始する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」(以下「システム」という。)に関し、申請者等から質問の多い項目を取りまとめましたので、参考としてください。

共通事項

Q1	電子申請でない申請・届出をできなくなるのか？	A1	これまでと同様に、紙による申請・届出が可能です。
Q2	システムの操作方法を教えてください。	A2	国土交通省HPに掲載されている「操作マニュアル」を参照してください。 また、操作方法で不明な点は、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク 電話0570-033-730(ナビダイヤル)にお電話ください。
Q3	紙申請で原本提出が必要な書類は、どのように取り扱うのか？	A3	電子申請の運用開始に伴い、これまで原本提出(又は提示)が必要であった書類は、原本を電子データ化したファイルの提出によることとします。 紙申請の場合、以下の書類は原本を提出していただきます。 原本提出が必要な書類:委任状、登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書等 *確認書類は写しの提出可(原本証明不要。提示書類は写しの提示可)
Q4	電子申請の場合、原本証明の記載はどうしたらよいのか？	A4	電子申請の運用開始に伴い、電子、紙申請問わず、原本証明の記載は不要としました。
Q5	添付ファイルの種類は？	A5	PDF、画像ファイル(jpeg,png,gif,bmp,tiff)等が添付可能です。 JCIPアップロード後、自動的にPDFファイルに変換されます。
Q6	原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも可能か？	A6	写真、画像データでも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合等は、補正により再提出又は紙により提出していただく場合があります。
Q7	添付するファイルに容量制限はあるのか？	A7	現時点では容量制限はありません。
Q8	電子申請が可能な時間は？	A8	システムの稼働時間は、午前2時00分から午後11時50分までとなっています。 この間であれば、電子申請が可能です。
Q9	申請は電子で行い、確認書類等を紙で提出することは可能か？	A9	申請を電子で行う場合は、原則として紙による提出はできません。 JCIP上から提出してください。
Q10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、登記事項証明書として受付可能か？	A10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、証明書とは異なるものであること、照会番号を利用する場合であっても照会期間が限定されること等の理由から、不可とします。
Q11	申請手数料を静岡県収入証紙で支払うことは可能か？	A11	電子申請の場合も、静岡県収入証紙で申請手数料の支払いが可能です。 システム内の「手数料納付方法」で「静岡県収入証紙での支払」を選択し、納付の案内がありましたら、既定の用紙を印刷の上、収入証紙を貼付して、書留等の方法により郵送してください。 ただし、郵送に当たっては、必ず書留(手数料が5万円超の場合は一般書留)等補償付きの送付方法としてください。 郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査手続も行うことができませんので、御理解のほど、お願いします。
Q12	申請者欄に役職(代表取締役等)が表示されないが？	A12	JCIPでは申請者の役職名は表示されない仕様となっています。 紙申請の場合は、役職名を記載していただきますようお願いいたします。

建設業許可

Q1	新規許可の場合、申請してから許可となるまでの期間は？	A1	標準処理期間等には変更ありませんが、申請者が補正指示等に気付かない等の場合、紙申請に比べて、審査終了まで日数を要する場合がありますので、御注意ください。
Q2	許可通知書も電子で通知されるのか？	A2	静岡県においては、当面の間、紙による許可通知のみとします。 なお、紙による申請書控えが必要な場合は、御自身でJCIPから印刷を行ってください。
Q3	許可証明書は電子申請することが可能か？	A3	許可証明はシステム対応しておりません。
Q4	閲覧所での閲覧方法に変更はあるのか？	A4	電子申請が行われた申請、届出に係るものの閲覧は、インターネットの閲覧することができます。 これまでどおり、閲覧所で閲覧を希望される方は、閲覧所に閲覧用のパソコンで閲覧することができます。
Q5	事業年度終了後の変更届提出後、修正したい場合はどうするのか？	A5	JCIPでは修正の届出は対応しておりません。 紙により届出していただくか、土木事務所に届出確認取消しを依頼し、再度届出を行ってください。
Q6	財務諸表作成において、端数計算はどのように行われるのか？	A6	JCIPで「円単位入力」を選択した場合は、合計が自動計算されます。 「千円・百万円単位入力」を選択した場合は、合計も任意の金額を入力することができます。
Q7	登記上の所在地と事実上の所在地が異なるが、JCIPにはどちらを入力すればよいのか？	A7	JCIPの申請者所在地は、gBizID登録所在地(印鑑証明書記載の所在地)が自動入力されます。 登記上(住民票)の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、登記事項(住民票)変更の上、gBizIDの登録を行ってください。 なお、営業所の所在地欄は、実際の営業所所在地を入力してください。
Q8	「常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書」の証明者が申請者以外の場合はどうするのか？	A8	申請者以外が証明者の場合は、JCIPに証明者として入力することはできません。 紙で作成した証明書(原本)を電子ファイルに変換の上、ファイル添付してください。 申請者代表者による個人事業主当時の証明については、別紙を御覧ください。
Q9	許可更新提出期限(許可満了日の30日前)を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A9	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。
Q10	変更届の期限を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A10	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。

JCIPでは、申請者(法人代表者)の個人事業主時代の証明は、申請者と証明者が異なることとなるためシステム入力できません。
 そのため、申請者(法人代表者)と証明者(元事業主)が同一人物の場合に限り、下記のとおり備考欄に記載することで、元事業主と法人代表者両機関の証明として取り扱うこととします。

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

ページ移動 ページ入替
最初 前頁 1 / 1 頁 次頁 最後 ページ追加 ページ削除 ← →

(1)下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ (1) (2) (3) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 平成 年 月から 令和 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

作成年月日 年 月 日

「申請者」を選択 (法人のgBizID登録内容自動入力)

証明者 申請者 申請者以外

(2)下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 本人 の支配人 で第7条第1号イ (1) (2) (3) に該当する者であることに相違ありません。

作成年月日 年 月 日

申請先 届出先

申請書DL
保存

CONTENTS

Chapter1 これだけは知っておこう建設業の許可制度

1 法に出てくる用語	4	6-3誠実性	24
2 建設業の許可	5	6-4財産的基礎等	25
3 一般建設業許可と特定建設業許可	6	6-5欠格要件及び拒否事由	26
4 業種別許可	7	7 従前の許可の効力	28
5 附帯工事	9	8 建設工事の種類・内容・例示・区分	30
6 許可の基準	10	9 国土交通省令で定める学科	42
6-1経營業務の管理責任者等	11	10 国家資格等一覧	44
6-2営業所技術者等	18	11 許可通知書と標識	49

Chapter2 あなたもできる建設業許可の申請

1 許可申請の手続	54	14-5 令第3条に規定する使用人	182
2 申請区分について	57	14-6 営業所の実態及び写真	183
3 許可申請の審査手数料について	59	14-7 健康保険等の加入状況	184
4 申請書類一覧	61	14-8 その他	185
5 提出書類のとじ方	63	15 有資格コード一覧(一般建設業)	187
6 許可申請書記載にあたって	64	16 有資格コード一覧(特定建設業)	190
7 建設業許可の審査フロー	65	17 勘定科目一覧	193
8 許可申請書記載例・・・静岡建設(株)	67	18 静岡県規則等	199
9 許可番号の引継ぎについて	153	19 別とじ用表紙	212
10 事業継承及び相続に係る認可について	155	20 役員等氏名一覧表	213
11 準ずる地位としての経験について	169		
12 実務経験要件の緩和について	170		
13 確認書類について	171		
14-1 経營業務の管理責任者	172		
14-2 営業所技術者等	173		
14-3 常勤性の確認基準	180		
14-4 財産的基礎・金銭的信用	181		

Chapter3 しなければならない許可の変更・廃業届

1 変更届・廃業届について	218	5 確認書類について	269
2 届出書様式及び記載要領	220	6 役員等氏名一覧表	271
3 変更事項別必要書類一覧等	229	7 別とじ用表紙	273
4 変更事項別記載例	236		

Chapter 1

これだけは知っておこう **建設業の許可制度**

●許可申請書等の個人情報取扱いについて

静岡県個人情報保護条例第 11 条第 1 項に基づき、許可申請書等における個人情報については、以下のとおり取り扱います。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

静岡県知事が、法第 5 条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第 6 条に基づく許可申請書の添付書類及び第 11 条（第 17 条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）

イ 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務

ウ 許可申請書の閲覧

（なお、静岡県では許可申請書等のうち、登記されていないことの証明書、身分証明書、医師が作成した診断書、様式第 7 号及び別紙、様式第 7 号の 2 及び別紙、様式第 8 号、資格証明書等、様式第 9 号、様式第 10 号、様式第 12 号、様式第 13 号、様式第 14 号、様式第 22 号の 3、様式第 22 号の 4、登記事項証明書及び納税証明書を除外して閲覧に供しております。）

エ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する特殊法人等が行う建設工事の発注業務に必要なとなる情報の提供

オ 個人情報の保護に関する法律第 69 条の規定による利用又は提供

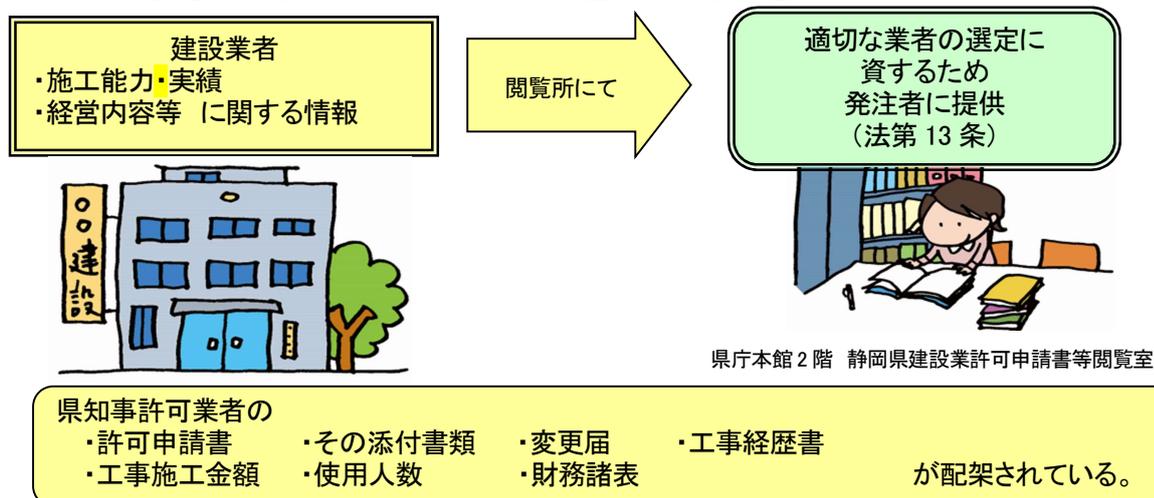
① 法令に基づく場合

② 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

③ 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

④ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

⑤ 上記のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき



1 法に出てくる用語 《法第2条》

法にたびたび出てくる主な用語は、①～⑦のとおりです。

①「建設工事」とは	土木建築に関する工事で建設業法別表第1上欄(p30～p39の見開きページ最左欄参照)に掲げる29の種類をいいます。土木建築に関する工事とは、土木工事、建築工事のほか設備工事も対象となっています。				
②「建設業」とは	元請、下請、孫請その他、どのような名義を使っているかには関係なく、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。 請け負うとは、請負人がある仕事を完成することを約することを、営業とは、利益を得る目的で反復継続的に行うことをいいます。				
③「建設業者」及び「建設業を営む者」とは	建設業者とは、法第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。 建設業を営む者とは、許可を受けている、許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者をいいます。				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業を営む者</td> <td>建設業者(建設業許可を受けた者)</td> </tr> <tr> <td>無許可業者(許可を受けなければならないのに…)</td> </tr> <tr> <td>軽微な建設工事のみを請け負う者</td> </tr> </table>	建設業を営む者	建設業者(建設業許可を受けた者)	無許可業者(許可を受けなければならないのに…)	軽微な建設工事のみを請け負う者
建設業を営む者	建設業者(建設業許可を受けた者)				
	無許可業者(許可を受けなければならないのに…)				
	軽微な建設工事のみを請け負う者				
④「下請契約」とは	建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者が、他の建設業を営む者との間で、請け負った建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。(下請契約は下表の  部分を指します。)				
⑤「発注者」とは	建設工事の最初の注文者をいいます。				
⑥「元請負人」とは	下請契約における注文者で、建設業者であるものをいいます。				
⑦「下請負人」とは	下請契約における請負人をいいます。				

通称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	⑤発注者	⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人

●【例示】「建設工事」に該当しないもの → これらは、兼業に該当します(建設業の完成工事高に含めることができません。注意してください。)

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林、除雪、融雪剤散布、測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング、保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務、清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、造船、機械器具製造・修理、道路の維持管理、施肥等の造園管理業務、建設機械の賃貸、リース、建売住宅の販売、社屋の工事、資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬、採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収入、JVの構成員である場合のそのJVからの下請工事等 (p38 参照)

2 建設業の許可 《法第3条》

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設工事の種類に対応した業種ごとに、建設業の許可を受けなければなりません。

これは法人であるか個人事業主であるかを問わず、また元請負人であるか下請負人であるかを問わず、さらにその工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、請負として建設工事を施工する者は、許可を受けることが必要となります。

ただし、次に掲げる「軽微な建設工事」（小規模な建設工事）のみを請け負う者は、必ずしも建設業の許可を受ける必要はありませんが、請負契約の書面による締結等、建設業者と同様に法の対象となっています。



「軽微な建設工事」とは 《令第1条の2第1項》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額 ^{※1} が、1,500万円未満の建設工事 ②延べ面積 ^{※2} が、150㎡(45.38坪)未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額 ^{※1} が、500万円未満の建設工事

※1「請負代金の額」とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額(以下「税込み」という。)をいいます。

・建設業法施行令等の一部改正等について 建設省経建発第93号 平成9年3月26日

※2建築物の各階の床面積の合計(建築確認申請書の延べ面積とは異なる場合があります。)

・建築基準法施行令第2条第1項第4号

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料提供価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。《令第1条の2第3項》

【例 建築一式工事以外の場合】

請負契約代金(税込み)	420万円	
材料費(支給)(税込み)	100万円	工事費合計金額 520万円

この場合、請負契約は税込み500万円未満であるが、注文者から支給された材料費100万円を合計すると税込み520万円となり、許可が必要な建設工事となります。

○同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額となります。《令第1条の2第2項》

○「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。

○「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

「浄化槽工事」又は「解体工事」を請け負うためには、工事1件の請負金額の額が税込み500万円未満の工事であっても、「浄化槽法に基づく登録若しくは届出」又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録」が必要となります。なお、建設リサイクル法に基づく登録については、建設業者が「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要です。

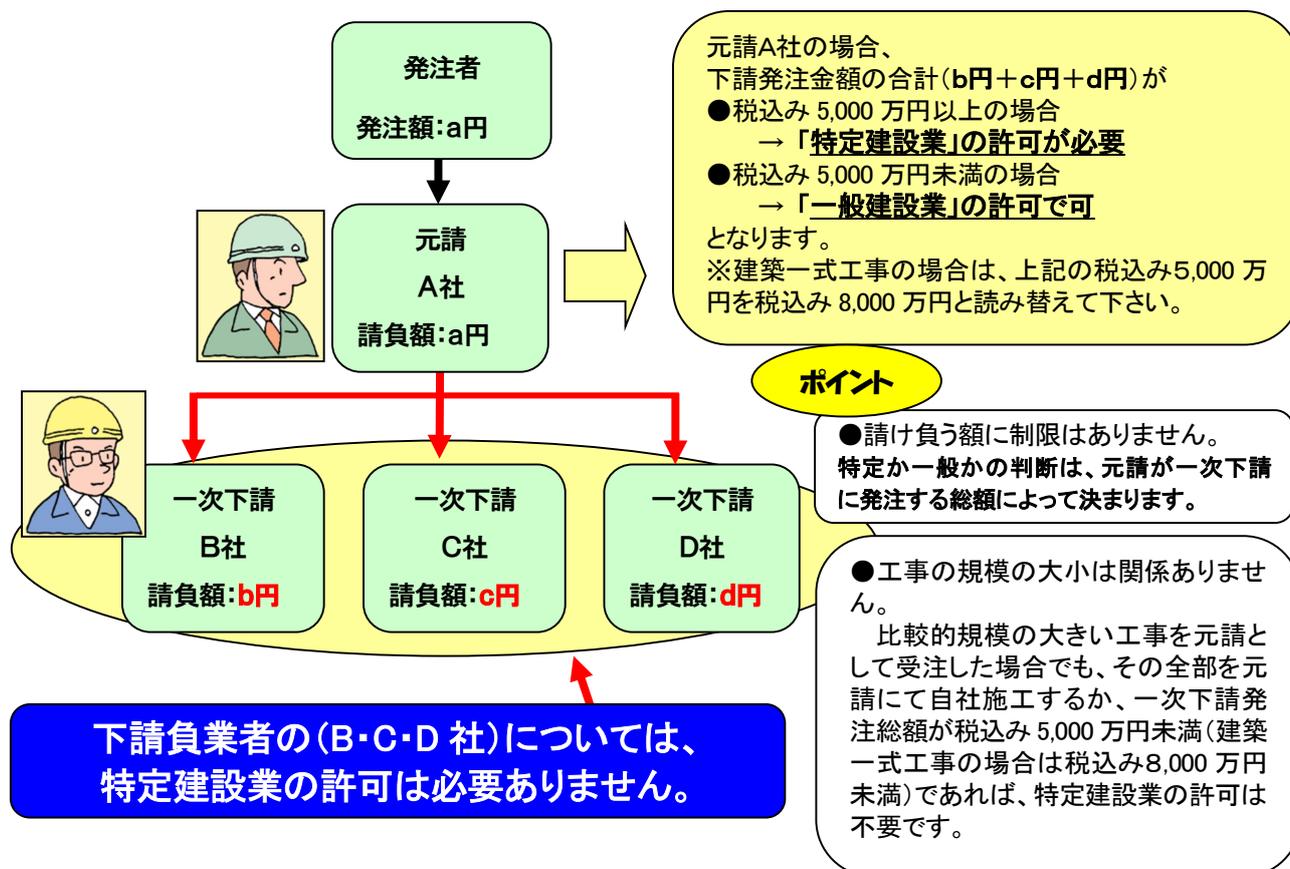
3 一般建設業許可と特定建設業許可 《法第3条第1項第1号・第2号》

建設業の許可は、業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」に区分されます。

なお、特定建設業は下請負人の保護の徹底を図るために設けられた制度であり、特定建設業の許可を受けた場合には、下請代金の支払期日、下請負人に対する指導、施工体制台帳の作成など特別の義務が課せられます。

●一般建設業と特定建設業の区分

「特定建設業」許可 (法第3条第1項第2号)	発注者から直接請け負う1件の建設工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み 5,000 万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※ 建築一式工事の場合は、税込み 8,000 万円以上と読み替える 下請契約が2以上ある場合は、その合計額 消費税及び地方消費税相当額を含む 元請負人が提供する材料等の価格は含まない
「一般建設業」許可 (法第3条第1項第1号)	特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可



●「一次下請発注総額によっては、特定建設業の許可が必要」とした要件は、発注者から直接請け負った元請業者に対してのみ求めているものです。

一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

4 業種別許可 《法第3条第2項》

建設業の許可は、建設工事の種類で区分された許可業種ごとに受けなければなりません。

29の許可業種は、次の許可業種区分のとおり2つの一式工事業と27の専門工事業に区分されます。29の許可業種については、建設工事の種類別に見た内容と例示等（p30～39）を参照してください。

●許可業種区分

区分	許可業種（29業種）法第2条第1項別表第一下欄			建設工事の内容
一式工事 (2業種)	1 土木工事業 2 建築工事業			大規模又は複雑な工事を、原則元請業者の立場で総合的にマネジメント(p8参照)する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	3 大工工事業 4 左官工事業 5 とび・土工事業 6 石工事業 7 屋根工事業 8 電気工事業 9 管工事業 10 タイル・れんが・ブロック工事業 11 鋼構造物工事業	12 鉄筋工事業 13 舗装工事業 14 しゅんせつ工事業 15 板金工事業 16 ガラス工事業 17 塗装工事業 18 防水工事業 19 内装仕上工事業 20 機械器具設置工事業	21 熱絶縁工事業 22 電気通信工事業 23 造園工事業 24 さく井工事業 25 建具工事業 26 水道施設工事業 27 消防施設工事業 28 清掃施設工事業 29 解体工事業	工事の施工を行うために必要な業種

業種ごとに、一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができますが、同一業種を、営業所(例 本店・支店)ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●業種別申請例

※本店・支店にも一級土木施工管理技士の技術者を配置し、本店・支店とも取得できる全業種を特定建設業許可で取得する場合を想定(ただし、別業種の事例として、水道施設工事業だけは一般建設業許可で取得する。)

●間違った申請 1…一般建設業 2…特定建設業 (土…許可業種区分の①土木工事業の略、以下同じ)

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	略	具	水	消	清	解	
本店	2				2	2					2		1				略		1				
支店	1				2	1					2		2				略		1				

同一業種を、営業所ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●正しい申請 1…一般建設業 2…特定建設業

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	略	具	水	消	清	解	
本店	2				2	2					2		2				略		1				
支店	2				2	2					2		2				略		1				

土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、専門工事をいわば有機的に組み合わせて建設工事を行う場合を想定しています。土木一式、建築一式工事の許可を受けても、他の27の専門工事の許可がない場合は500万円以上(税込み)の専門工事を請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事のみの許可を受けている場合に、一棟の住宅建築工事を請け負うことはできますが、その工事内容をなす大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事、建具工事などの専門工事を単独で請け負う場合は、無許可営業となります。

●一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第350号)

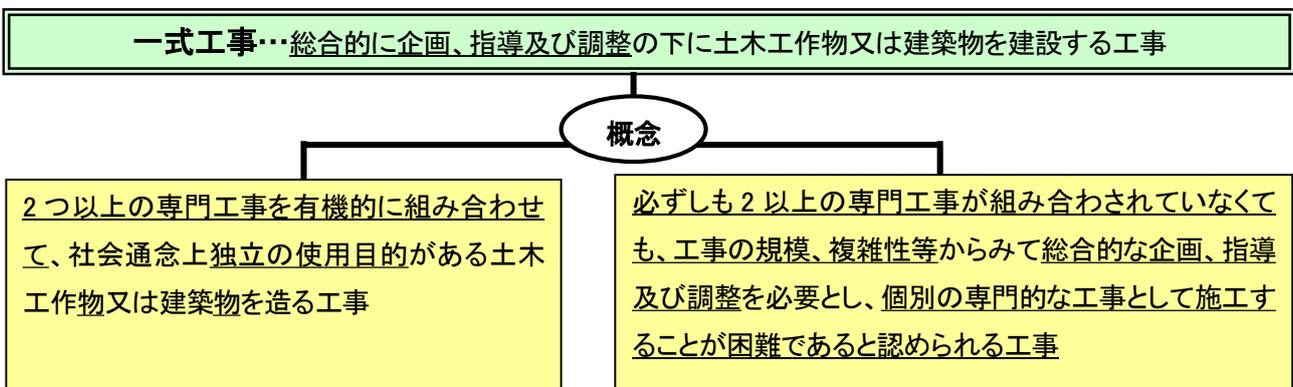
建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

※「総合的な企画、指導及び調整」について

「総合的な企画、指導及び調整」については、旧通達「一括下請負の禁止について(平成4年12月17日建設省経建発第379号)」で、「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画調整及び指導(①施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための②工程管理及び③安全管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の④品質管理、下請負人間の⑤施工の調整、下請負人に対する⑥技術指導、監督等)を行うこと」とされていました。

今回の改正通達「一括下請負の禁止について(平成28年10月14日国土建発第275号)」で、「総合的な企画、指導及び調整」という言葉はなくなりましたが、「実質的な関与」として「元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと」と定義されていることから、通達の趣旨を踏まえ、「実質的に関与」の内容を「総合的な企画、指導及び調整」と捉えてかまわないと考えられます。

●建設業許可事務ガイドライン(平成13年4月3日国総建第97号)



ただし、許可を受けた建設業者が、その許可された業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事(以下「附帯工事」という。)を一体として請け負うことは、差し支えありません。

5 附帯工事 《法第4条、法第26条の2第2項》

建設業者は、許可を受けた業種以外の建設工事を請け負い、施工することを禁じられています。しかしながら、建設工事の目的物は、各種専門工事の組合せにより施工されることが多く、これを余りに厳格に区分することは、建設取引の実情にそぐわず、かつ請負人のみならず注文者にとっても不便です。

このことから、法第4条では、建設業者が許可を受けた業種の建設工事を施工するに当たり、当該建設工事に「附帯する工事」であれば、許可を受けていない業種の建設工事であっても、これを請け負うことができると規定しています。

なお、法第26条の2第2項では、500万円を超える附帯工事（いわゆる軽微でない附帯工事）を施工する際にその的確な施工を確保するため、主任技術者又は主任技術者に相当する者を置いて自ら施工するか、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければならないとしています。

●附帯工事か否かの判断規準

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり、一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

●附帯する工事とは

主たる建設工事の施工	をするために必要な	他の従たる建設工事(で)	独立の使用目的に供されるものではないとされる工事	【例示】 ●石工事業者が石垣を築造するにあたって基礎部分の掘削やコンクリート工事を施工する場合
	をすることにより必要が生じた			【例示】 ●管工事業者が、既存の建物に冷暖房工事の配管をするに当たって、壁体をはつったり、熱絶縁工事をしたり、施工後に内装仕上工事をする場合



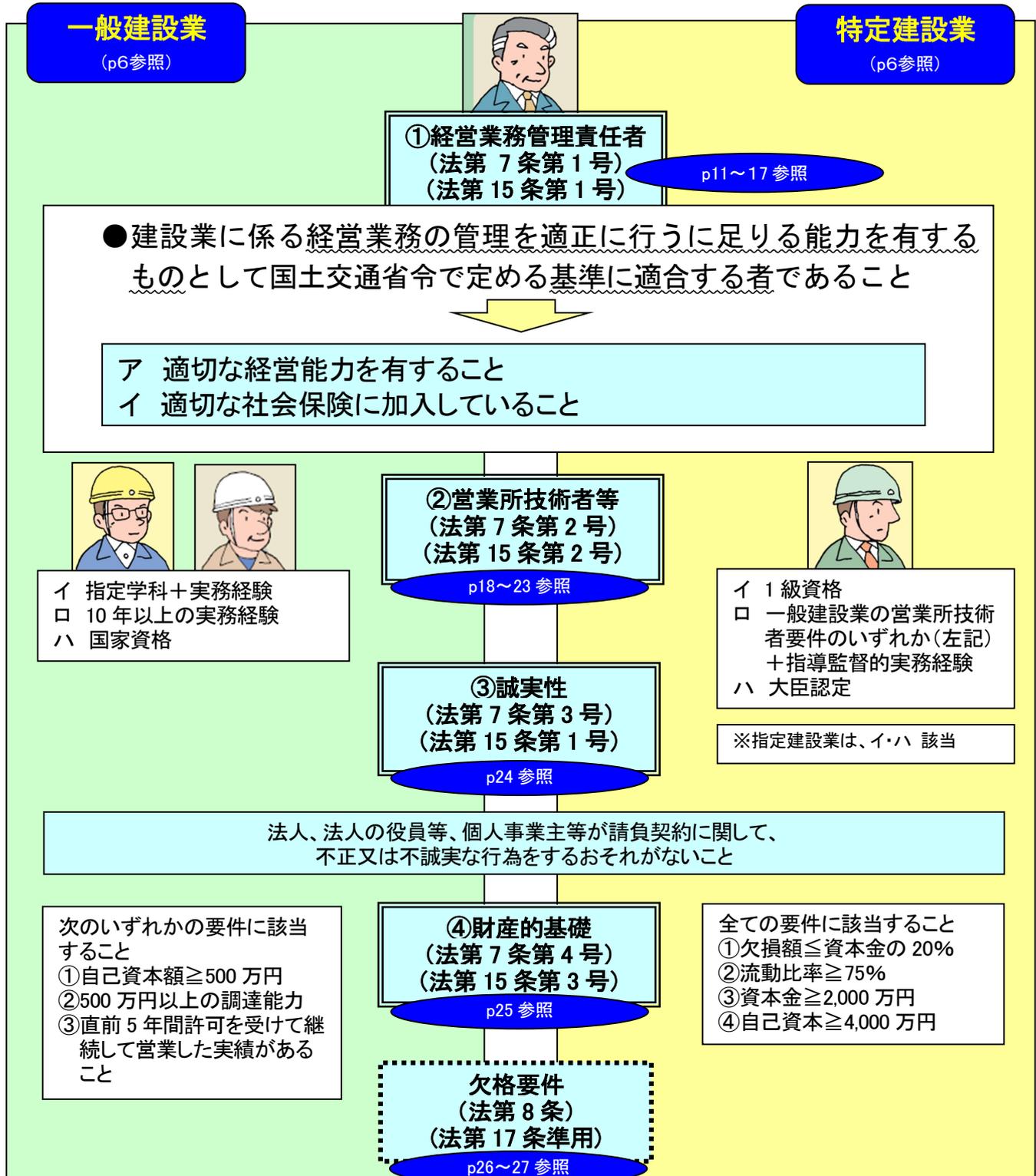
●施工内容 左官工事(主体)、大工工事(附帯)

モルタルの補修のための下地を修正することは大工工事に該当するが、この工事は左官の目的のための附帯工事であるため、大工工事業の許可を受けていなくても、左官工事業の許可を受けていれよい。

6 許可の基準 《法第7条、法第15条》《法第8条、法第17条》

法は、軽微な建設工事となるものを除き、許可を受けずに建設工事を営業することを禁止しています。そこで許可申請者が、営業の禁止を解除されて営業ができる4つの許可基準（経營業務の管理責任者、営業所技術者等、誠実性、財産的基礎）と欠格要件等を定めています。

●許可の4つの基準と欠格要件



6-1 経營業務の管理責任者《法第7条第1号、法第15条第1号》

令和2年10月の改正建設業法の施行に伴い、経營業務の管理責任者の要件が「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの」として政令で定める者に変更になりました。政令で定める者の要件は次の2つです。

①	適切な経営能力を有すること
②	適切な社会保険等に加入していること

この2つの要件の両方を満たしていないと経營業務の管理責任者になることができず、結果として許可を取得することができません。

① 適切な経営能力（建設業の経営経験）

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する体制を有する場合、適正な経営能力を有するものとして認められます。

（イ）常勤役員等（法人の場合は常勤役員、個人の場合はその者又は支配人をいう）のうち一人が次のいずれかに該当すること

区 分	経営能力を認める経験	（参考）改正法施行前の要件との比較
（イ）-1	建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者	役員経験イ、ロ該当 （ロ該当は6→5年に短縮） ※執行役員経験、補佐経験を除く
（イ）-2	建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を管理した経験を有する者	執行役員等としての経営管理経験
（イ）-3	建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者	経營業務を補佐した経験

この場合、経験の対象となる業種は問いません。異なる業種の経験の合算を認めます。

（例1）電気工事業の経營業務経験3年1月

管工事業の経營業務経験2年2月

合計5年3月で区分（イ）-1に該当

（例2）塗装工事業の経營業務補佐経験4年8月

防水工事業の経營業務補佐経験1年9月

合計6年5月で区分（イ）-3に該当

また、（イ）-1～3で経營業務の管理責任者になった場合、経營業務の経験業種にかかわらず全ての業種の経營業務の管理責任者になることができます。

※ 例2において、塗装工事業及び防水工事業の合算した経營業務補佐経験をもって、土木工事業や電気工事業等他業種の経營業務の管理責任者になることが可能です。

なお、区分(イ)－2及び(イ)－3の経験年数について、従前と同様に(イ)－1の経験年数を合算することが可能です。

(例3) 塗装工事業の経營業務経験4年8月(区分(イ)－1)

塗装工事業の経營業務補助業務経験1年9月(区分(イ)－3)

経験年数の合計が6年5月とすることで、区分(イ)－3に該当するため経營業務の管理責任者として認めることができます。

また、静岡県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は**常勤の者**に限り認めています。

(ロ) 常勤役員等のうち一人が次の(ロ)－1又は(ロ)－2のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のA、B及びCに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする。

区 分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
(ロ)－1	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理又は業務運営業務を担当する者に限る。)における経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
(ロ)－2	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

(ロ)については、自らの建設業役員経験が5年を満たしていないが、2年以上の建設業の役員経験に、他会社(他業種)の役員経験又は建設業の役員等に次ぐ職制上の地位(申請する会社の財務管理、労務管理または運営業務に限る。)の在籍期間を加えて5年以上になれば、申請する会社の「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者を補佐に置くことによって、経營業務の管理責任者の要件を満たすことを定めたものです。

なお、「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

(例4) 甲建設会社の総務部長（財務管理担当、職制上役員に次ぐ者）を3年3月経験
甲建設会社の常勤役員を2年4月経験

合計5年7月となり、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置けば、(ロ)－1に該当することにより経營業務の管理責任者として認められます。

(例5) 乙食品会社の常勤役員を2年8月経験
丙建設会社の常勤役員を2年10月経験

建設業の役員経験が2年以上あり、役員としての経験が合計5年6月となることから、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置いた場合、(ロ)－2に該当することにより経營業務の管理責任者として認められます。

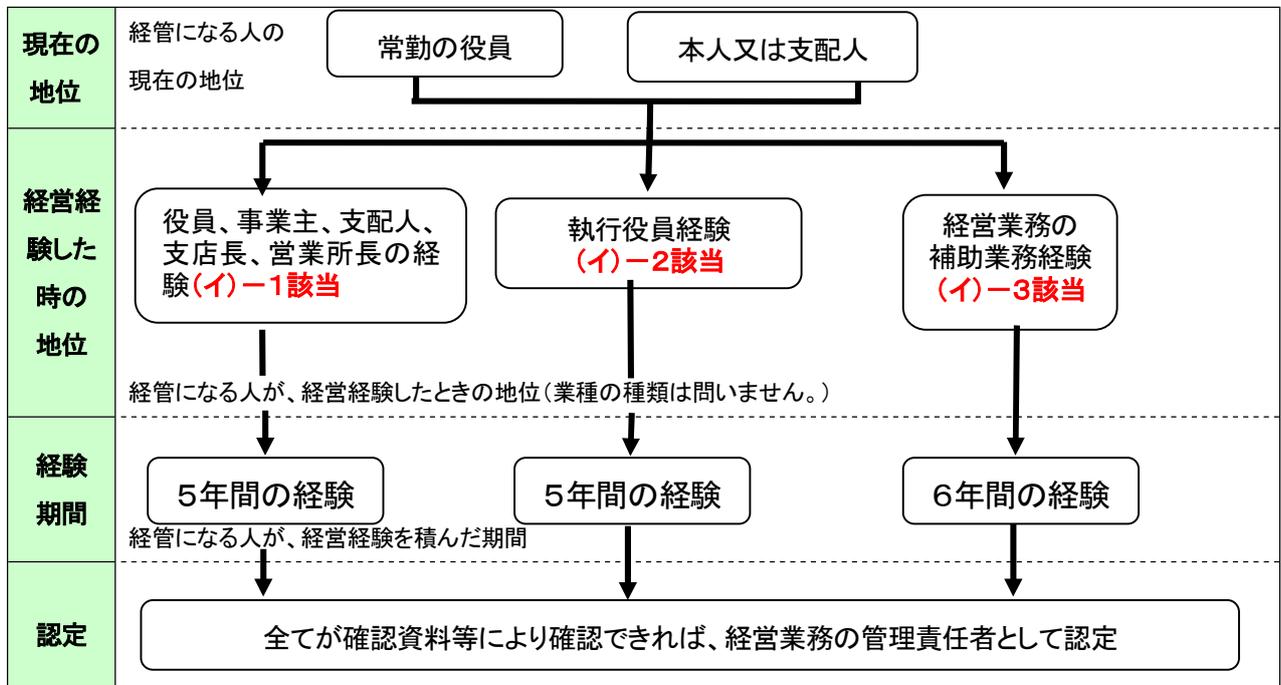
なお、補佐をする者（「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者（P12 中段表右列のA、B、C））は、一人での複数の経験、期間の重複を認めます。

ただし、各業種経験は申請者の会社による常勤の者としての経験に限ります。

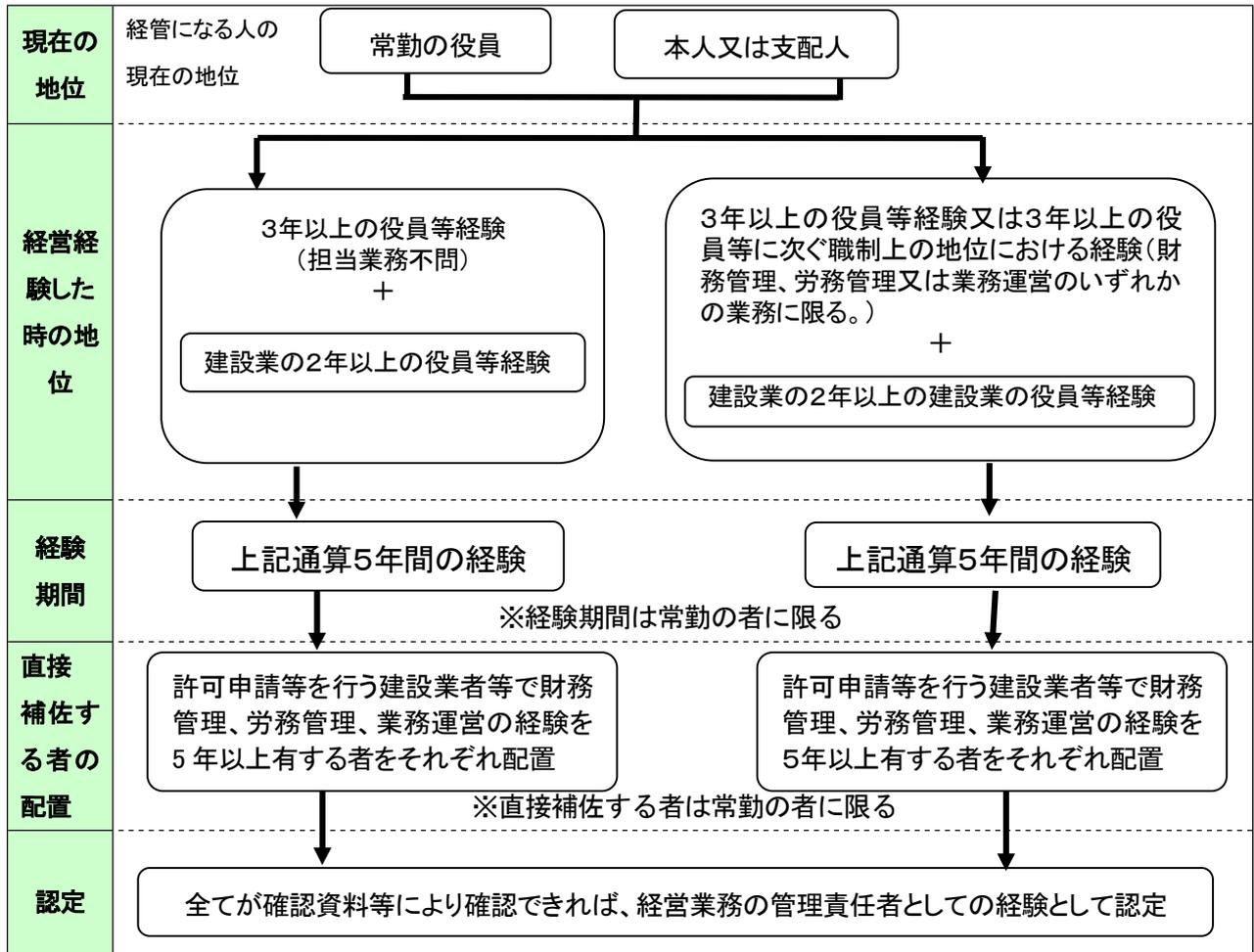
(例6) (ロ)－2の要件を満たす役員Xが、「財務管理」と「労務管理」の経験をそれぞれ5年以上を有するYと、「運営管理」の経験を5年以上有するZを直接補佐する者に置いた場合、Xは経營業務の管理責任者になることができます。

(まとめ：経營業務の管理責任者(経管)として認定されるまで)

●イ該当フロー図



●口該当フロー図



② 適切な社会保険等への加入（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）

社会保険等のうち、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にそれぞれ適切に加入している者を、経営業務の管理を適切に行うに足りる能力を有する者と認めます。

このうち健康保険及び厚生年金保険は、法人及び常時5人以上の従業員を雇用している事務所が原則加入する義務があります。

また、雇用保険は法人や個人事業主で従業員を1名でも雇用している場合は原則加入する義務があります。

なお、社会保険等において、次の事例のいずれかに該当する場合は、該当する保険に加入義務が生じない「適用除外」となります。この場合、社会保険等の加入義務がありませんので、「適切な社会保険」に加入しているとみなします。

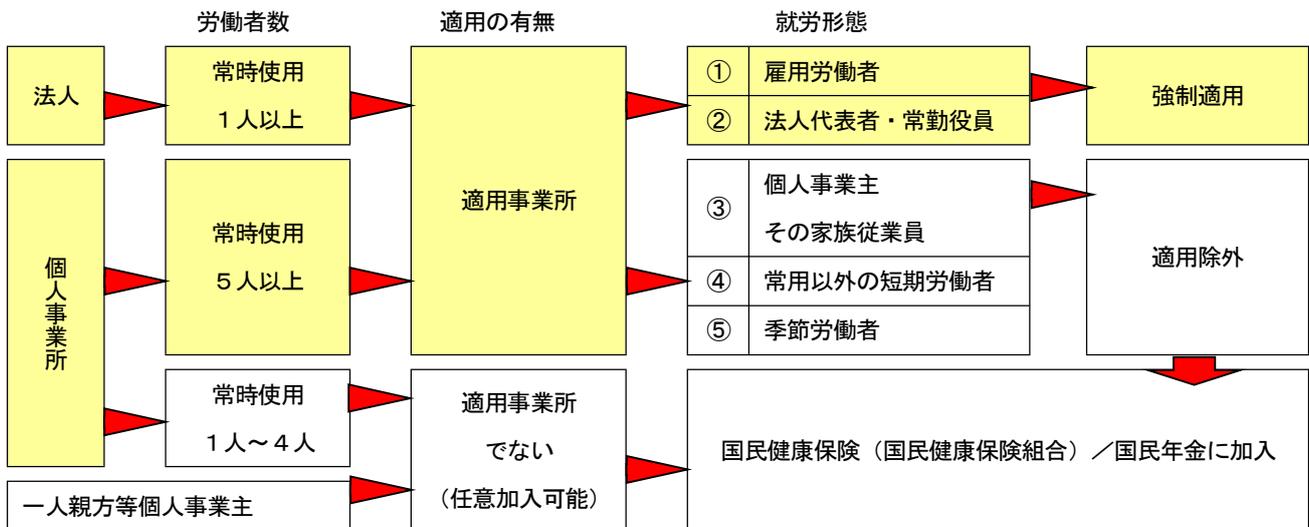
健康保険及び厚生年金保険	雇用保険
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の雇用従業員（家族労働者を除く。）が4名以下の個人事業所（短期労働者を除く。） ・健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けている保険団体（例：全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）に加入している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤者が役員しかいない法人（一人親方を含む。） ・従業員が次の雇用形態しか該当しないもの週の労働時間が20時間未満の者 31日以上継続して雇用する予定がない者 学生、生徒

※ 75歳以上の方については、健康保険の加入義務はありませんが、後期高齢者医療制度に加入している等適切な保険制度に加入していることを確認します。

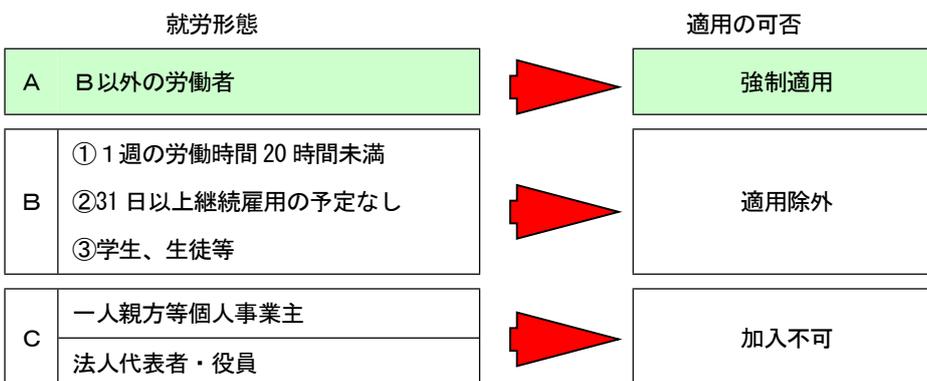
社会保険等については、加入義務のある者すべてが加入していなければ、加入扱いになりません。なお、これらの加入は従業員本人の意思とは関係ありません。

(まとめ：適切な社会保険等への加入)

●健康保険及び厚生年金保険



●雇用保険の適用について



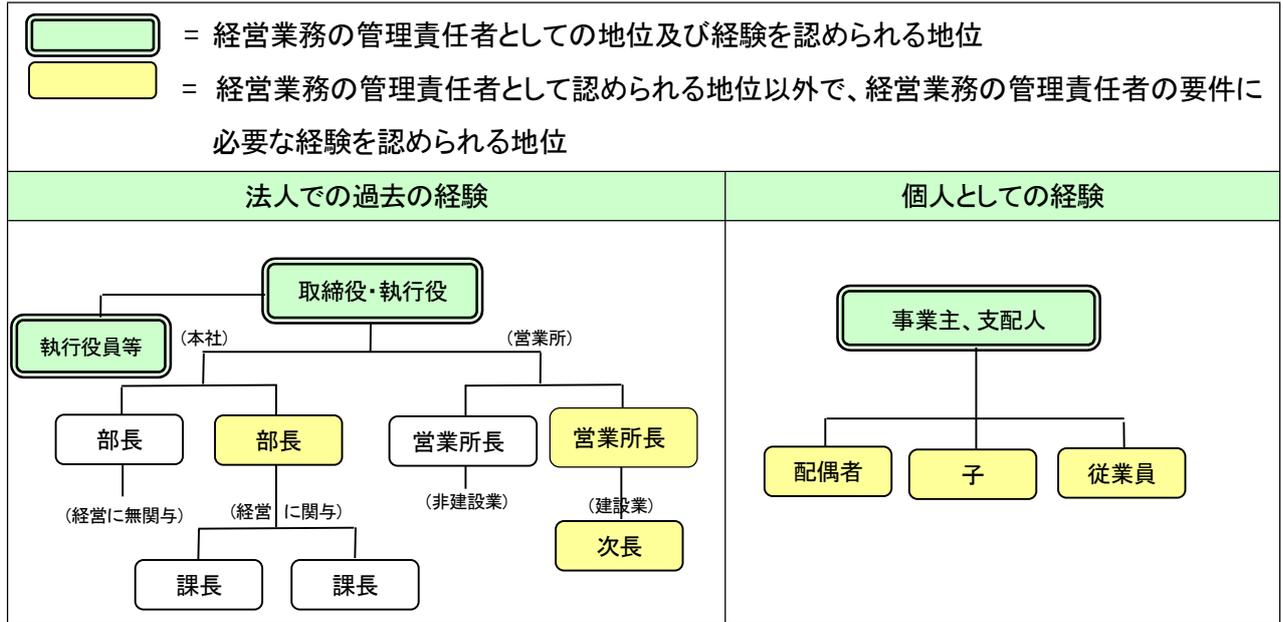
経營業務管理責任者の確認書類は
Chapter 2 P173～177 を
社会保険の確認書類は
Chapter 2 P85～89 を
それぞれ確認してください。

● 経營業務の管理責任者に関する注釈

常勤の役員	<p>【法人】常勤の役員 ※(取締役、業務を執行する社員、執行役、これらに準ずるものをいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれません。)</p> <p>※「常勤の役員」とは法人税確定申告書の役員報酬欄で常勤(本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状況(テレワークを行う場合を含む。))の者をいいます。単に社内等の呼称である「専務」「常務」「支配人」に任ぜられた者は該当しません。</p> <p>建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。</p> <p>※・取締役…株式会社の取締役をいう(会社法第 329 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を執行する社員…持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員をいう。 ・執行役…指名委員会等設置会社の執行役をいう(会社法第 418 条)。 ・これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれないが、取締役、業務を執行する社員、執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれます(執行役員等については本ページ最下部を参照してください。)
支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・支配人…営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう(商法第 20 条、第 21 条)。
準ずる地位	<p>法人の場合 → 役員(執行役員等は含まない)、営業所長・支店長等に次ぐ職制上の地位にあるもの</p> <p>個人の場合 → 事業主、支配人に次ぐ職制上の地位にあり、かつ、確定申告の際に「専従者」又は「給与賃金欄に従業員」として税務署に届け出られているもので、原則として事業主、支配人に次ぐ所得を得ている者</p>
補助経験	<p>許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要な資金の調達・技術者の配置・下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験</p> <p>法人・個人又はその両方において通算6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わない。</p>
執行役員等	<p>取締役会設置会社において、取締役会の議決により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験のある者。なお、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、該当する。</p>

※取締役、執行役、支配人については、登記されていることが必要です。

● 経營業務の管理責任者の要件として認められる地位(役職)



6-2 営業所技術者等《法第7条第2号、法第15条第2号》

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には許可を受けようとする業種ごとに建設業に関する国家資格や実務経験を有する技術者を専任※で配置することが必要です。

※「専任」とは…

その営業所に常勤(テレワークを行う場合を含む。)して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保しなければなりません。

● 次のような者は、原則「専任」とは認められません。

- ・技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- ・他の営業所において、専任を要する職務を行っている者
- ・建築事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(ただし、**建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者は「専任」として取り扱います。**)
- ・著しく低い報酬・賃金(月額12万円を目安)で雇用されている者(正当な理由がある場合を除く。) など

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は下表及びp19のフロー図のとおりです。

● 営業所技術者等の資格要件(表)

一般建設業の営業所技術者となり得る 技術者資格要件	特定建設業の営業所技術者となり得る 技術者資格要件
 <p>①一定の国家資格等【注1】を有する者</p>	<p>④一定の国家資格等【注1】を有する者</p>
<p>②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後 3年以上 ・専門学校(「高度専門士取得」)卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 ・高等学校卒業後 5年以上 ・専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 ・複数業種について一定以上の実務経験を有する者【注4】 <div data-bbox="606 1518 798 1630" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>いずれも 指定学科卒業で あること【注3】</p> </div>	<p>⑤一般建設業の営業所技術者となり得る要件(左記①～③のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請負、その請負代金の額が税込み4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除きます。</p>
<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、一般建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者 	 <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、特定建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者 ・指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

【注1】営業所技術者等となり得る国家資格等一覧 (p44～46 参照)

・2以上の業種の許可を申請する場合で、営業所技術者等となり得る国家資格等一覧のそれぞれの基準を満たす者がいるときは、同一営業所内であれば当該業種の「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。

【注2】実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、(技術者として)土工及びその見習いに従事した経験も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《ガイドライン》

・実務経験で、2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。期間を重ねることはできません(2業種を申請する場合は20年以上必要です。)(p142参照)。

【注3】指定学科とは、規則第1条で規定されている学科で建設業の業種ごとに指定されているものです (p42参照)。

【注4】実務経験要件の緩和(異なる業種間での実務経験の振替え)は、p170を参照してください。

【注5】国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局 建設業課(03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

【注6】以下についても、税込み4,500万以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

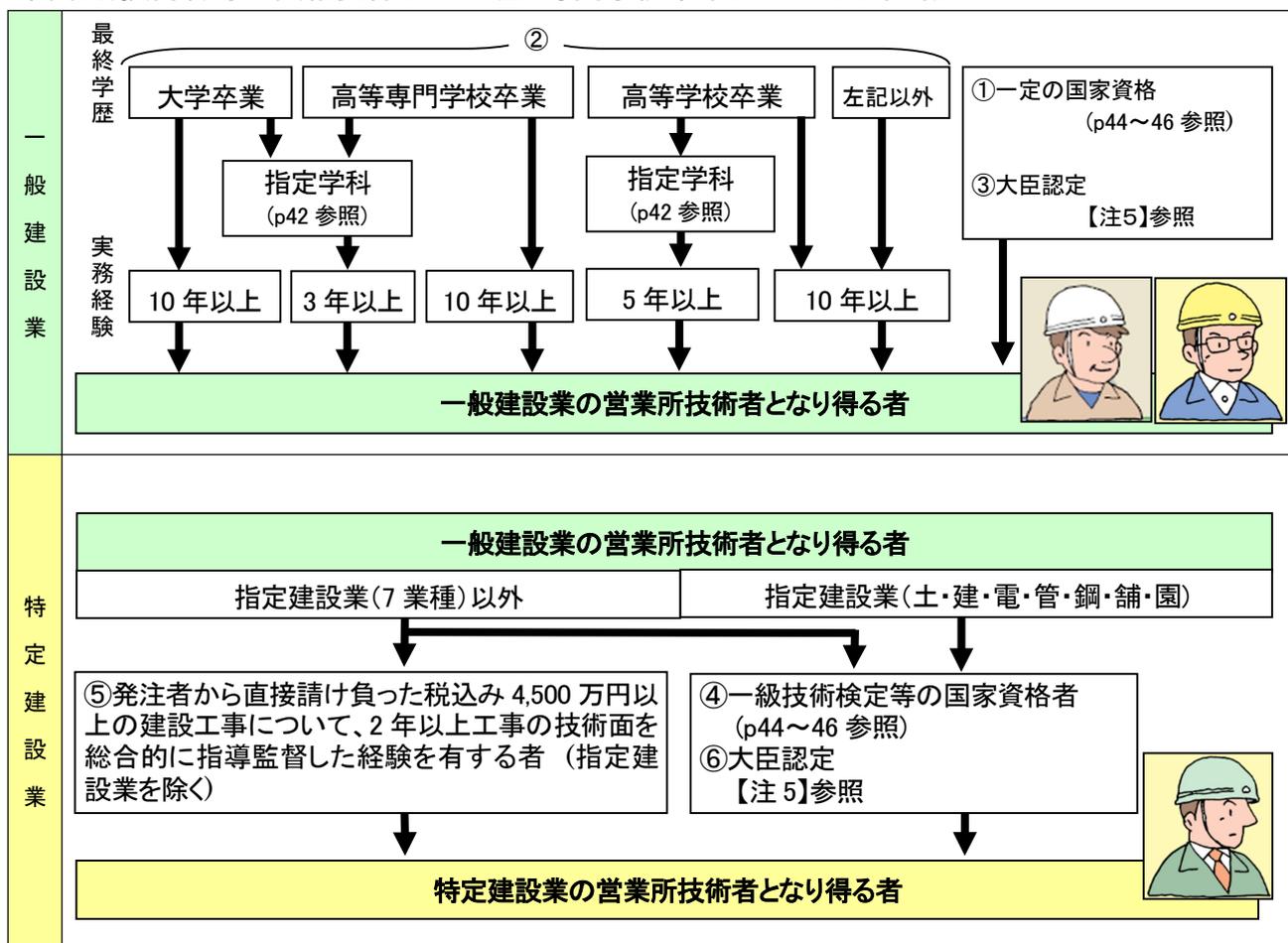
- ・昭和59年10月1日より前に請負代金の額税込み1,500万円以上4,500万円未満の建設工事の実務経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日より前に請負代金の額税込み3,000万円以上4,500万円未満の建設工事の実務経験

【注7】指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《ガイドライン》

【注8】指定建設業とは、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情を勘案して定められた業種で、現在、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 の計7業種が定められています(令第5条の2)。

【注9】この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置として行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

●営業所技術者等の資格要件(フロー図: 専門学校卒業については省略)



●学校教育法第1条の分類による営業所技術者等の要件

大学 短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業(p42 参照) + 実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科	
専門学校	高度専門士課程	指定学科卒業(p42 参照) + 実務経験5年
	専門士課程	
高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業(p42 参照) + 実務経験5年
中等教育学校	平成10年学校教育法の改正により創設された 中高一貫教育の学校	

※専門学校、各種学校は含まれません。

●国家資格等(p44～46 参照)《規則第7条の3第2号》

根拠法	資格者証等（資格等取得後に必要な実務経験年数）	
建設業法	(技術検定)	1級・2級
建築士法	(建築士試験)	1級・2級・木造
技術士法	(技術士試験)	
電気工事法	(電気工事士試験)	第一種・第二種(3年)
電気事業法	(電気主任技術者国家試験等)	第一種～第三種(5年)
電気通信事業法	(電気通信主任技術者試験)	(5年)
水道法	(給水装置工事主任技術者)	(1年)
消防法	(消防設備士試験)	甲種・乙種
職業能力開発促進法	(技能検定)	1級・2級(3年)
その他	(地すべり防止工事試験)	(1年)
	(建築設備士)	(1年)
	(計装士技術審査)	(1年)
	(登録解体工事試験)	

●建設業法の規定に基づく技術検定

番号

1級技術検定合格証明書

本籍氏名
昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づく平成18年度土木
施工管理に関する1級の技術検定に合格し
たことを証し、1級土木施工管理技士と称す
ることを認める。

平成 年 月 日
国土交通大臣



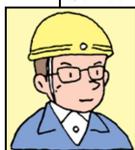
番号

2級技術検定合格証明書

本籍氏名
昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づく平成12年度土木
施工管理に関する2級の技術検定に合格し
たことを証し、2級土木施工管理技士と称す
ることを認める。

平成 年 月 日
国土交通大臣



●大臣認定

番号

認定書

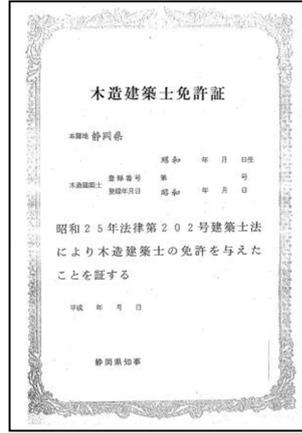
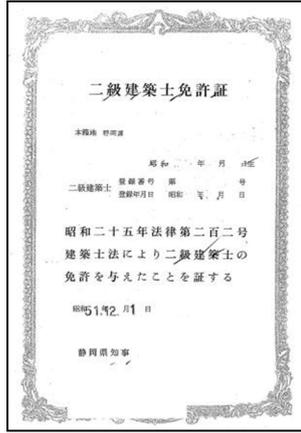
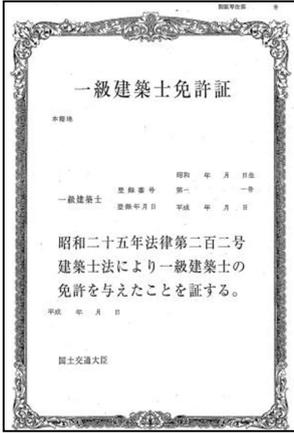
本籍氏名
生年月日 生

上記の者を、土木工事業に関し建設業法
第15条第2号イに掲げる者と同等以上の
能力を有するものとして認定する。

ただし、認定は平成 年 月 日
まで有効とする。

平成 年 月 日
建設大臣

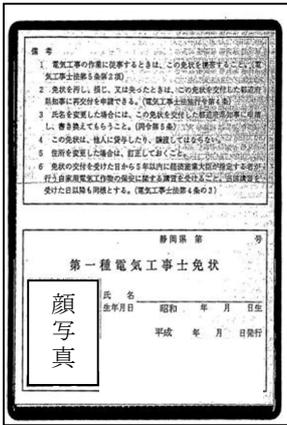
●建築士法



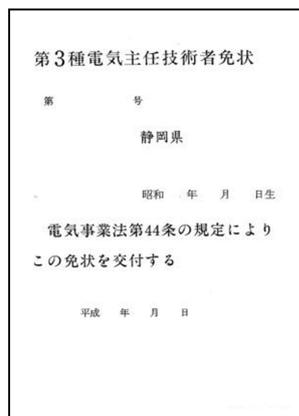
●建築士法



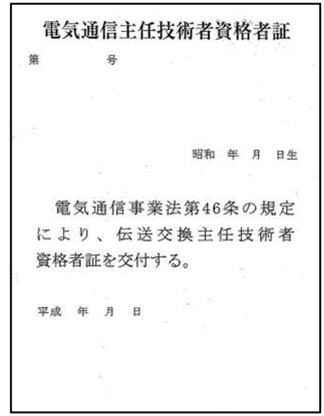
●電気工事法



●電気事業法



●電気通信事業法



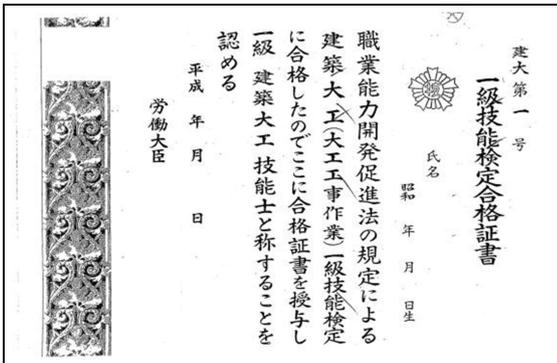
●水道法



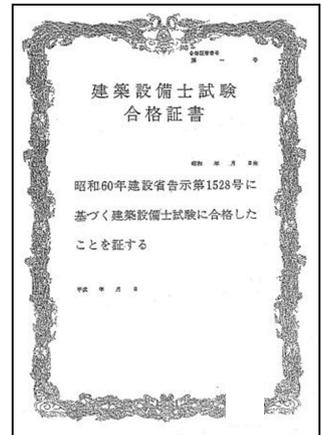
●消防法



●職業能力開発促進法



●その他



営業所・工事現場に配置しなければならない技術者について

一般建設業 29業種	特定建設業 29業種																												
	税込み 5,000 万円以上(建築工事業にあっては、税込み 8,000 万円以上)を下請に出して施工できる																												
業種は 特定建設 業と同じ	大工工事業	左官工事業	とび土工事業	石工事業	屋根工事業	タイルれんがブロック工事業	鉄筋工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
	指定以外の特定建設業													指定建設業(7業種) (特定建設業のうち総合的な施工技術を要するもの等で政令で指定されたもの)															

営業所に配置しなければならない技術者

<p>法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 学歴と実務経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の指定学科卒業後5年以上(専修学校専門課程卒を含む) ・大学・高専の指定学科卒業後3年以上の者(高度専門士、専門士取得者を除く) <p>ロ 実務経験10年以上の者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p> <p>上記ハに該当するものは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1・2級施工管理技士 ②技術士 ③1・2級・木造建築士 ④1・2級技能士 (2級は合格後3年の経験要) ⑤1~3種電気主任技術者 (免状の交付後5年の経験要) ⑥1・2種電気工事士 (2種は免状の交付後3年の経験要) ⑦甲・乙種消防設備士 ⑧給水装置工事主任技術者 (免状交付後1年の経験要) ⑨建築設備士 (資格取得後1年の経験要) ⑩地すべり防止工事士 (登録後1年の経験要) ⑪1級計装士 (合格後1年の経験要) ⑫解体工事施工技士 <p>※ただし、国家資格は許可業種により指定を受ける</p> <p>⑬高度専門士、専門士取得者</p>	<p>法第15条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者</p> <p>ロ 法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>上記イ、ロ、ハに該当するものは、</p> <p>イ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1級施工管理技士 ②1級建築士 ③技術士 <p>ロ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①2級施工管理技士 ②2級建築士 ③木造建築士 ④1・2級技能士 (2級は合格後3年の経験要) ⑤甲・乙種消防設備士 ⑥地すべり防止工事士 (登録後1年の経験要) ⑦高校の指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者 ⑧大学・高専の指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ⑨実務経験10年以上の者 <p>上記①~⑨のいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が上記のものと同様以上と認定した者</p> <p>※国家資格は許可業種により指定を受ける</p>	<p>法第15条第2号のイ又はハの規定により国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>イ 法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>上記イ、ハに該当する国家資格者は、</p> <p>イ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1級施工管理技士 ②1級建築士 ③技術士 <p>ハ 大臣認定技術者</p>
---	--	--



次ページへ

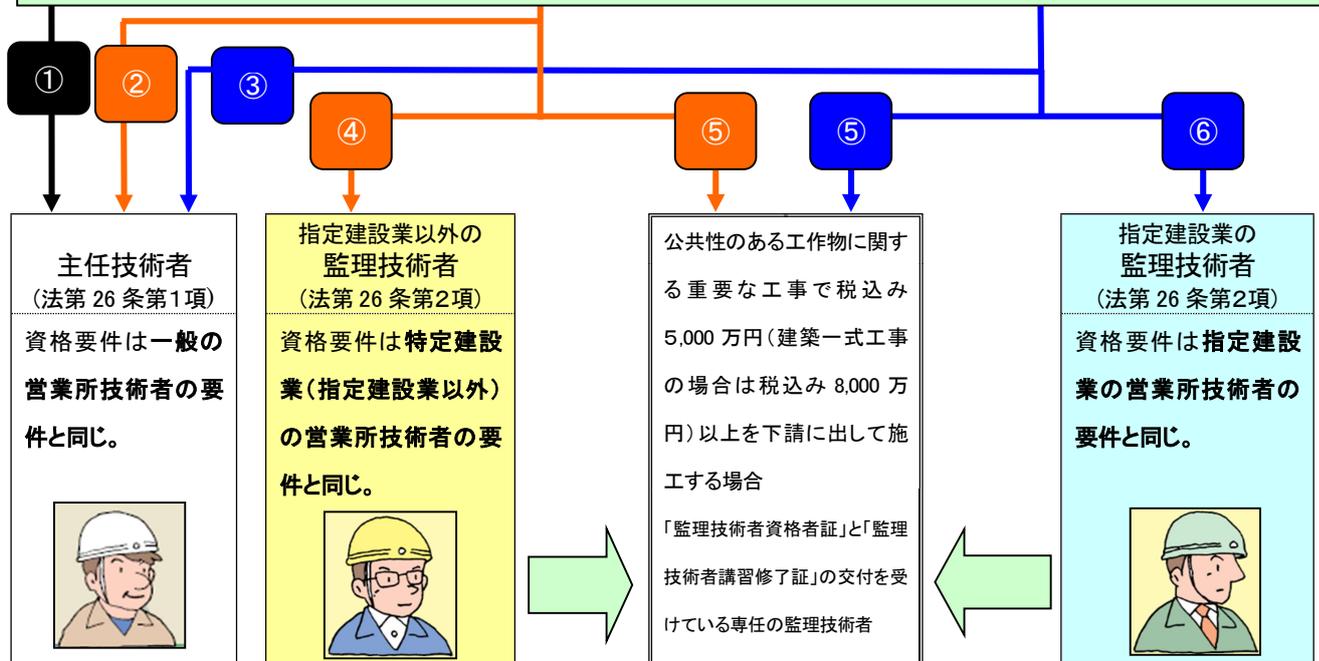
工事現場に配置しなければならない技術者 (p39 余白参照)

建設業者が建設工事を施工する場合、工事現場における「施工の技術上の監理をつかさどる者」として「主任技術者」(一般建設業の営業所技術者と同じ要件)を置かなければならない(法第 26 条第 1 項)。

また、特定建設業者が、元請となった工事で税込み 4,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 9,000 万円)以上となる下請契約を締結して施工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」(特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第 26 条第 2 項)。

この「主任技術者」又は「監理技術者」は、「公共性のある施設又は工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 4,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 9,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第 26 条第 3 項)。

さらに、国・地方公共団体等が発注する工事の元請となった特定建設業者が置く「監理技術者」は、「監理技術者資格者証」の交付を受け、かつ「監理技術者講習」を受講した者を配置することが義務付けられている(法第 26 条第 3 項及び第 5 項)。

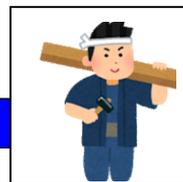


- ① 元請の場合、下請への発注額は税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)未満に限る
- ② 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 5,000 万円未満の場合
- ③ 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)未満の場合
- ④ 税込み 5,000 万円以上を下請に出して施工する場合
- ⑤ ⑤ 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)以上を下請に出して施工する場合
- ⑥ 税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)以上を下請に出して施工する場合

※出向者でも営業所技術者等になれますが、現場の配置技術者には原則としてなれません。

《監理技術者制度運用マニュアルについて》

6-3 誠実性 《法第7条第3号、法第15条第1号》



建設業の営業は、他の一般産業の営業と異なり注文生産であるため、その取引の開始から終了までに長い期日を要すること、また前払いなどによる金銭の授受が、習慣化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであって、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできません。

このことから、建設業許可の対象となる者が、法人である場合においては、当該法人又は役員等（非常勤も含む）若しくは令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては、本人又は令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

●不正な行為と不誠実な行為

- 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等法律に違反する行為をいいます。
 - ・たとえば、詐欺、脅迫、横領、文書偽造などの法律に違反する行為を行うこと
- 「不誠実な行為」とは、請負契約に違反する行為をいいます。
 - ・たとえば、工事内容や工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為
- 申請者が法人である場合において当該法人の非常勤役員を含む役員等及び営業所の代表者（令第3条の使用人）が、又は、申請者が個人である場合においてその者及び使用人（令第3条の使用人）が、次に該当する場合は誠実性を満たさないものとして取り扱います（誠実性を満たさないものの例）。
 - ・「建築士法」（昭和25年法律第202号）、「宅地建物取引業法」（昭和27年法律第176号）等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、「不正な行為」又は「不誠実な行為」に該当する行為を行った事実が確知された場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

●役員等

- 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。《法第5条第3号》
- 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいいます。
- 「取締役」とは、株式会社の取締役をいいます。
- 「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。
- 「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事等は原則含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を含みません。
- 「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」とは、少なくとも相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）、その他、名称役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者をいいます。
- 「役員等」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。《ガイドライン》

6-4 財産的基礎等 《法第7条第4号、法第15条第3号》

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

この基準に適しているかどうかの判断は、原則既存の企業にあつては、申請時の直前の決算期における財務諸表（貸借対照表）により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表（貸借対照表）により判断します。

●財産的基礎等

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること	次のすべての要件に該当すること
① 自己資本の額が500万円以上である者	① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと
② 500万円以上の資金調達能力がある者	② 流動比率が75%以上であること
③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	③ 資本金の額が2,000万円以上あること
	④ 自己資本の額が4,000万円以上あること



「自己資本」とは

- ・法人の場合、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人の場合、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力があることをいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書又は残高証明書により確認します。

「欠損の額」とは

- ・法人の場合、貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナスである場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人の場合、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

法人	繰越利益剰余金の負の額－(資本剰余金＋利益準備金＋その他の利益剰余金) ≤ 0.2 × 資本金 * 繰越利益剰余金が正の額の場合は、欠損額なし。
個人	事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金) ≤ 0.2 × 期首資本金 簡潔に記載すると、最終の決算日の貸借対照表(12/31)の資産合計－負債合計＝自己資本

「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

法人・個人	流動資産合計 ÷ 流動負債合計 × 100 ≥ 75%
-------	-----------------------------

「資本金」とは

- ・法人の場合、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人の場合、期首資本金をいいます。



6-5 欠格要件及び拒否事由 《法第8条、法第17条》

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることが出来ません。

- ①許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合（窓口・内部審査で確認）
- ②建設業者として、適性を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの（許可行政庁が書面審査の他、地方検察庁・県警・市町村へ照会し確認）

●欠格要件

No	内容	新規	更新	確認等
①	成年被後見人【注1】、被保佐人【注2】、破産者で復権を得ないもの【注3】(医師の診断書の提出があった者を除く【注4】)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	身分証明書等による確認
②	不正手段による許可の取得、営業停止処分を無視した営業により許可の取消処分を受け、5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		許可行政庁把握
③	取消処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
④	③の届出をした法人の役員等や使用人、個人の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑤	営業停止期間が経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑥	許可を受けようとする建設業について、営業禁止期間中の者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑦	拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日【注5】から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第6号誓約書 + ・検察 ・県警 ・市町村照会
⑧	建設業法又は一定の法令の規定【注6】に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑨	暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑩	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨・⑪(法人である場合においては、その役員が①～④)のひとつに該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑪	法人の役員等・使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑫	個人の使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配する者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

27年4月から
実施

新規欄の…新規申請時の確認事項 更新欄の…更新申請時の確認事項

※ ①～④、⑥～⑧については、役員等、支配人、営業所の長に該当者がいる場合を含む(法第8条第12号・第13号)。

【注1】成年被後見人とは

自分の行為の結果を合理的に判断する能力のない状況にあるため、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者(民法第7条)

【注2】被保佐人とは

自分の行為の結果を合理的に判断する能力の弱い者で、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求によって、家庭裁判所からその宣告(審判)をされた者(民法第11条)

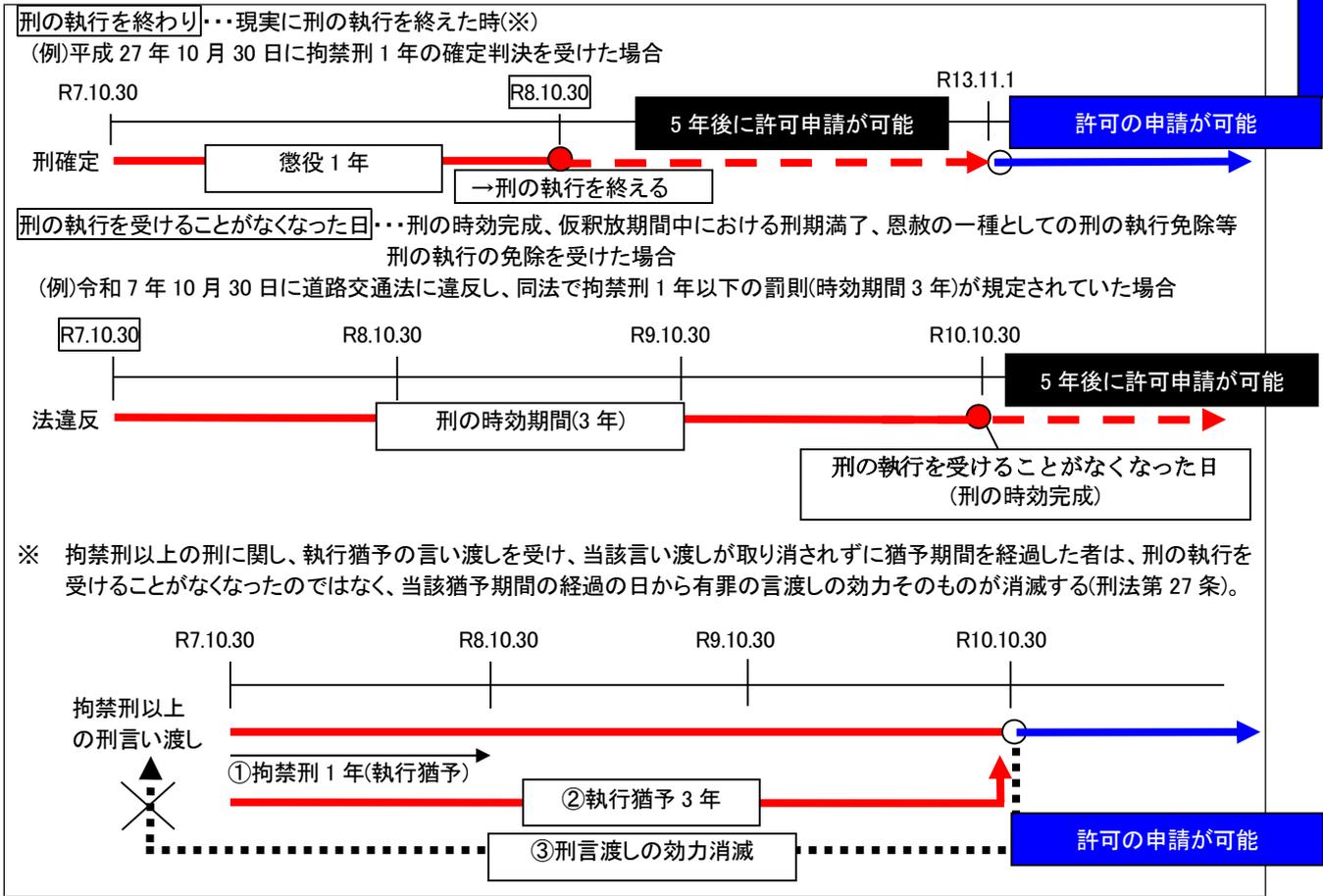
【注3】破産者で復権を得ないものとは

破産法の規定に基づき、裁判所から破産手続開始決定を受けた者であって、いまだ破産法にいう復権事由に該当しないものをいう。復権には、裁判所による免責の決定が確定した場合等の当然復権と弁済等により債務の全部を免れたときに破産者の申立てに基づいて裁判所が行う決定による復権がある。本条にいう復権は、このいずれであるかを問わない。(破産法第255条・第256条)

【注4】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)、法第8条及びガイドラインにより、「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」があれば、欠格要件から除外されることになりました。

【注5】刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなったとは

現実に刑の執行を終えたとき、又は刑の時効完成、仮釈放中における刑期満了、恩赦の一種としての刑の執行免除など刑の執行の免除を受けた場合のことをいう。



【注6】一定の法令の規定とは

《法第 8 条第 8 号》に基づく

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項規定を除く。)に違反した者に係る同法第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条又は第 51 条
- ・「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」第 204 条(傷害罪)、第 206 条(現場助勢罪)、第 208 条(暴行罪)、第 208 条の 2(凶器準備集合及び結集罪)、第 222 条(脅迫罪)又は第 247 条(背任罪)
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)」

《令第 3 条の 2》に基づく

- ・「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)」第 9 条第 1 項又は第 10 項前段(同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条第 1 項(第一号に係る部分に限る。)
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)」第 20 条第 2 項から第 4 項まで又は第 39 条第 2 項から第 4 項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 55 条第 1 項(第四号に係る部分に限る。)
- ・「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)」第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・「景観法(平成 16 年法律第 110 号)」第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 101 条
- ・「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)」第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)。以下「労働者派遣法」という。)第 44 条第 1 項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)第 44 条の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・「職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)」第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・「労働者派遣法」第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条



● 刑罰の種類

財産刑(財産を奪う。)		自由刑(身体を自由を奪う。)		生命刑
科料	罰金	拘留	拘禁刑	死刑
1 千円以上 1 万円未満	1 万円以上	1 日以上 30 日未満	無期拘禁刑 有期拘禁刑: 1 月以上 20 年以下	

7 従前の許可の効力 《法第9条》

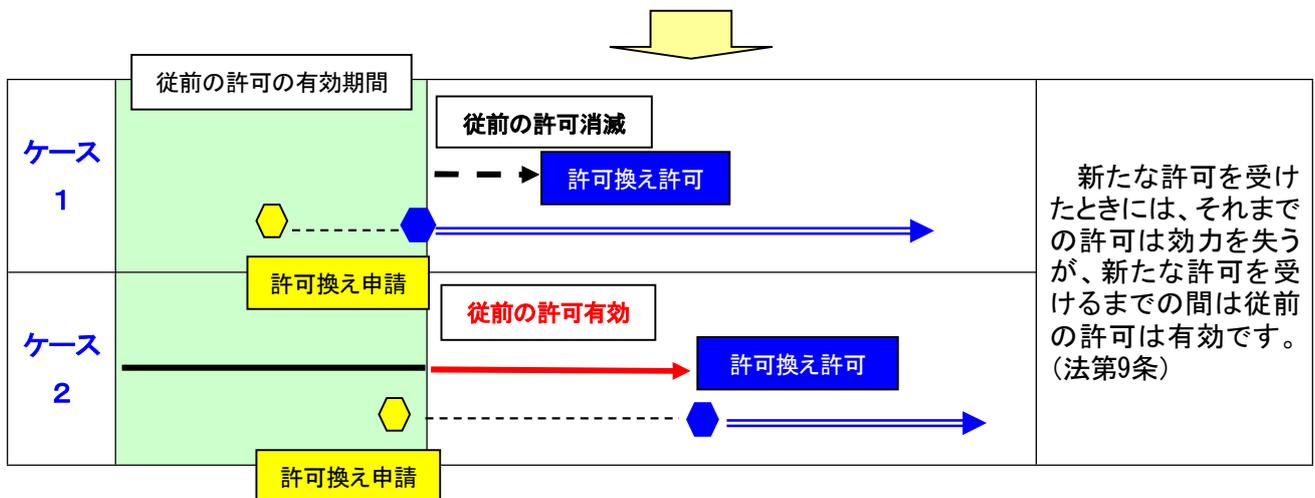
建設業許可は、営業所の所在地により大臣許可と知事許可に区分されていることから、許可を受けた者が、営業所の新設や廃止、所在地変更などを行い、許可換えしたケースを想定し、それまでの許可の効力を規定しておく必要があります。



従前の許可有効期間中に、新たな許可申請を行い、許可有効期間中に新たな許可を受けたときには、それまでの許可は効力を失いますが、新たな許可を受けるまでの間は従前の許可は有効です。

●許可換え申請と許可の効力

許可換え		ケース	許可換えの効力
大臣許可	A県知事許可	営業所縮小ケース(A・B県→A県) 	法第3条第1項の規定により、大臣・知事の許可を受けたときは、従前の許可は効力を失う。(法第9条)
A県知事許可	B県知事許可	営業所移転ケース(A県→B県) 	
A県知事許可	大臣許可	営業所拡大ケース(A県→A・B県) 	



8 建設工事の種類・内容・例示・区分

次ページと見開きで参照してください。

建設業法別表第一上欄 建設工事の種類	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号) 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号) 建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(解体工事を除き補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事



建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)	建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について	許可業種
<p>① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>	土木工事業
ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	建築工事業
	大工工事業
<p>① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>	左官工事業
<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てるのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>	とび・土工 工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。	石工事業	
<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>	屋根工事業	
<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	電気工事業	
<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>	管工事業	

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>	<p>タイル・れんが・ブロック 工事業</p>	
<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>	<p>鋼構造物 工事業</p>	
<p>『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。</p>	<p>鉄筋工事業</p>	
<p>① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>	<p>舗装工事業</p>	
	<p>しゅんせつ 工事業</p>	
<p>① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>	<p>板金工事業</p>	
	<p>ガラス 工事業</p>	
<p>下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p>	<p>塗装工事業</p>	
<p>① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p>	<p>防水工事業</p>	
<p>① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</p> <p>② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</p> <p>③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</p>	<p>内装仕上 工事業</p>	

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
機械器具 設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信 工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
<p>① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>※ 機械器具設置工事に該当しないケース 建設業法という機械器具設置工事とは、機械器具の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける行為をいう。 従って、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械…工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当しない。 なお、該当工事が機械器具設置工事以外の建設工事（とりわけ、とび・土工・コンクリート工事など）に該当する場合は、その建設工事に関する建設業の許可を要する。（軽微な建設工事は除く。）</p> <p>* 昭和49年3月26日付け建設省計建発第93号（建設省計画局建設業課長通知）より</p>		機械器具 設置工事業
		熱絶縁 工事業
<p>① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>		電気通信 工事業
<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>		造園工事業
		さく井 工事業
		建具工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事 の種類	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号) 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号) 建設工事の例示
水道施設 工事	上水道、工業用水道等のための取水、 浄水、配水等の施設を築造する工事又 は公共下水道若しくは流域下水道の処 理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処 理設備工事
消防施設 工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若 しくは消火活動に必要な設備を設置 し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴 霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火 設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置 工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、 非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降 機、避難橋、又は排煙設備の設置工事
清掃施設 工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置 する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

●建設工事に該当しないもの → これらは、兼業に該当します(建設業の完成工事
高に含めることができません。**注意してください。**)。

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林等
除雪、融雪剤散布等
測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング等
保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務等
清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃等
造船、機械器具製造・修理等
道路の維持管理、施肥等の造園管理業務等
建設機械の賃貸、リース等
建売住宅の販売、社屋の工事等
資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬等
採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収 入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事等

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>	水道施設 工事業	
<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	消防施設 工事業	
<p>① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>	清掃施設 工事業	
それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	解体工事業	

●余白を借りて

① 公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性のある又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で税込4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事現場の配置技術者（主任技術者又は監理技術者）は専任であることが求められ、当該工事の工事期間中は、他の建設工事現場の技術者として配置できません（法第26条第3項）。

（※「個人住宅」及び「長屋」以外は、原則として「公共性のある」又は「多数の者が利用する」施設若しくは工作物とみなします。）

② 営業所技術者等は、近隣※の上記金額未滿の建設工事の配置技術者に例外的になることができますが、専任を求められる工事現場への配置技術者（主任技術者又は監理技術者）になることはできません。

※「近隣」とは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの

③ 指定7業種（土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気）における特定建設工事（下請金額の合計が税込み5,000万円（建築一式工事の場合は税込み8,000万円）以上の元請工事）では、工事現場における監理技術者の資格要件は、1級国家資格者又は国土交通大臣特別認定者に限られます。

④ 一括下請負は原則として禁止されています（法第22条）。平成20年11月の建設業法等の改正により、公共工事のほか、民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」については、発注者の書面による承諾がある場合についても、一括下請負が全面的に禁止となりました。

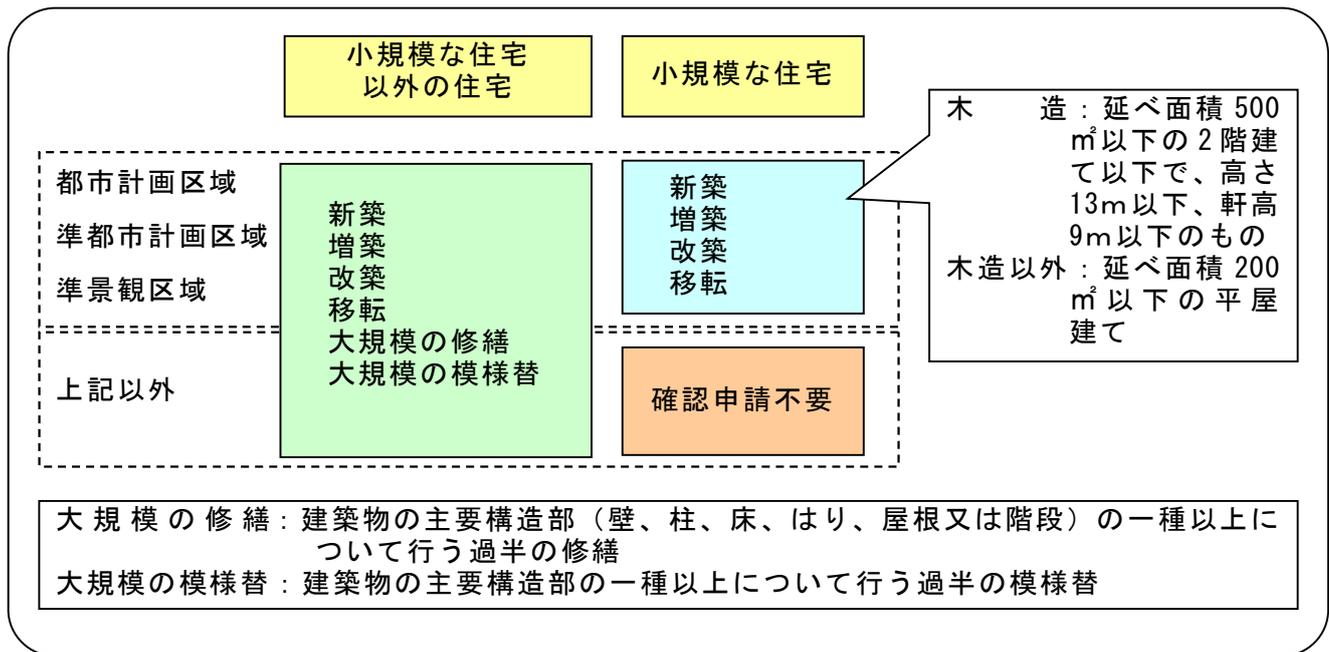
●一式工事について

※ 「土木一式工事」及び「建築一式工事」は、本来、元請業者が行う工事全般に係る総合的なマネジメント業務を想定したものであり、原則として下請工事は該当しません。

※ 建築一式工事は、原則として、建築確認を必要とする新築及び増改築工事であることを目安にしてください。

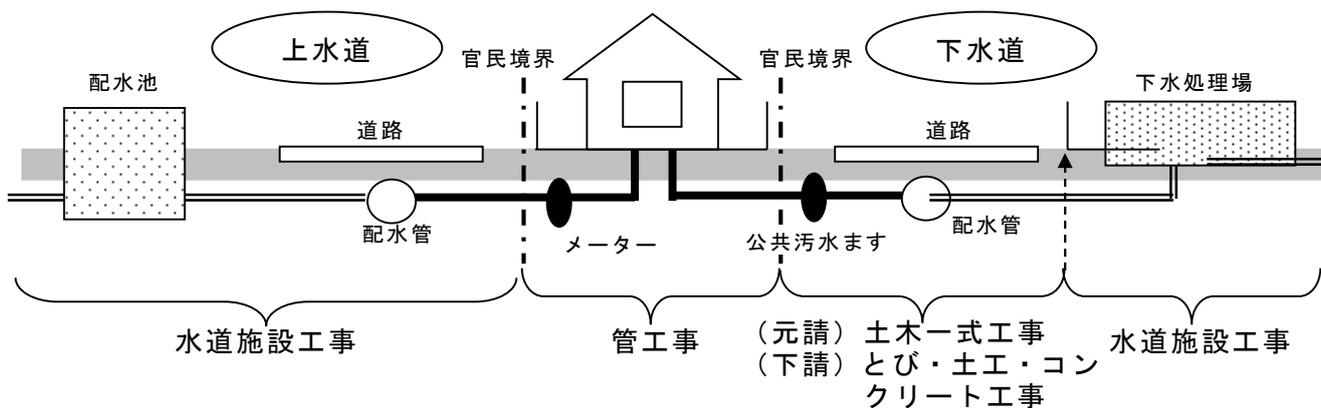
<確認申請が必要な建築物>

区域	用途・構造・規模	工事種別
都市計画区域 の内外問わず 全ての地域	(1) 特殊建築物でその用途に供する床面積の合計が、 200㎡を超えるもの ①劇場、映画館等 ②病院、診療所等 ③学校、体育館等 ④百貨店、展示場、物品販売業店舗等 ⑤倉庫 ⑥自動車車庫等	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替
	(2) 木造で、次のいずれかに該当するもの 1) 階数が3以上 2) 延べ面積 500㎡超 3) 高さ 13m 超 4) 軒の高さ 9m 超	
	(3) 木造以外で、次のいずれかに該当するもの 1) 階数が2以上 2) 延べ面積 200㎡超	
都市計画区域、 準都市計画区域、 準景観地区 又は指定区域	(4) 上記(1)～(3)を除く全ての建築物	新築 増築 改築 移転
防火地域及び準防火地域外において、建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、適用しない。		



●上下水道施設の業種区分一覧

施設区分		業種区分		
		(土)	(管)	(水)
上水道	取水施設	取水堰提、取水井		○
	導水施設	導水管		○
	浄水施設	沈殿池、濾過池、浄水池、滅菌室		○
	送水施設	送水ポンプ、送水管		○
	配水施設	配水池、配水等の施設		○
	給水装置	給水引込管、敷地内配管		○
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○
		下水道本管（公道下等）		○
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、沈殿池、消毒施設、汚泥処理施設 （処理場敷地造成工事）		○
農業用水道、かんがい用排水施設等		○		



●機械器具設置工事について

機械器具設置工事とは… 機械器具の組立て等により 機械器具設置工事に

土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という。）を建設

- ・プラント設備
- ・運搬機器
- ・内燃力発電設備
- ・集塵機器
- ・給排気機器
- ・揚排水機器
- ・ダム用仮設備
- ・遊戯施設
- ・舞台装置設備
- ・サイロ設置
- ・立体駐車場

該当する

工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける

該当する

商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に、単に緊結する工事は該当しない。

該当しない

→ とび・土工・コンクリート工事

●解体工事について

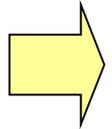
<p>建築一式工事</p> <p>古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事</p> 	<p>解体工事</p> <p>家屋等の工作物を解体する工事</p> 	<p>各専門工事</p> <p>元請が信号機のみを解体する工事。 ⇒電気工事に該当</p> 
---	--	---

9 国土交通省令で定める学科 《規則第1条》

法第7条第2号イに規定する学科は、下表の左欄に掲げる許可を受けようとする建設業に応じ、右欄に掲げる学科とする。

●規則第1条で定める学科

許可を受けようとする建設業	法第7条第2号イに該当する学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科



卒業証明書

氏名 ●●●●
生年月日●●年●●月●●日生

上記の者の、卒業を下記の通り証明する。
記

所属 工学部
●●科

入学日 平成●●年●●月●●日
卒業日 平成●●年●●月●●日

平成●●年●●月●●日
●●大学学長 ●●●●



大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科 高度専門士課程	
専門学校	専門士課程	指定学科卒業 ＋ 実務経験5年
	専修学校専門課程	
高等学校	全日制、定時制、通信制、 専攻科、別科	
中等教育学校	平成10年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	

●具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることができません。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く	電気工学に関する学科	電子電気科	
	海洋科				電波通信科	
	海洋開発科				電力科	
	海洋土木科				電気通信工学に関する学科	電気通信科
	環境造園科					
	環境科			緑地土木科	機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	環境開発科			林業工学科		応用機械科
	環境建設科			林業土木科		機械科
	環境整備科			林業緑地科		機械技術科
	環境設計科			学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境土木科			学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境緑化科			学科名に関係なく農業工学科コース・講座・専修・専攻		機械工作科
	環境緑地科					機械システム科
	建設科		都市工学に関する学科	環境都市科		機械情報科
	建設環境科			都市科		機械情報システム科
	建設技術科			都市システム科		機械精密システム科
	建設基礎科			衛生科		機械設計科
	建設工業科		衛生工学に関する学科	環境都市科		機械電気科
	建設システム科			環境科		建設機械科
	建築土木科			空調設備科		建設機械科
	建築土木科	設備科		航空宇宙科		
	砂防科	電気工学に関する学科	環境都市科	環境都市科		航空宇宙システム科
	資源開発科		環境科	都市科		航空科
	社会開発科		空調設備科	都市システム科		交通機械科
	社会建設科		設備科	衛生科		産業機械科
	森林工学科		設備工業科	環境科	自動車科	
	森林土木科		設備システム科	空調設備科	自動車工業科	
	水工土木科		応用電子科	設備科	生産機械科	
	生活環境科学科		システム科	設備工業科	精密科	
	生活環境科		情報科	設備システム科	精密機械科	
	造園科		情報電子科	設備システム科	船舶科	
	造園デザイン科	制御科	設備システム科	船舶海洋科		
	造園土木科	通信科	設備システム科	船舶海洋システム科		
	造園緑地科	電気科	設備システム科	造船科		
	造園林科	電気技術科	設備システム科	電子機械科		
	地域開発科学科	電気工学第二科	設備システム科	電子制御機械科		
	治山学科	電気情報科	設備システム科	電力機械科		
	地質科	電気設備科	設備システム科	農業機械科		
	土木科	電気通信科	設備システム科	学科名に関係なく機械（工学）コース		
	土木海洋科	電気電子科	設備システム科	環境計画科		
	土木環境科	電気・電子科	設備システム科	建築科		
	土木建設科	電気電子システム科	設備システム科	建築システム科		
	土木建築科	電気電子情報科	建築学に関する学科	建築設備科		
	土木地質科	電子応用科		建築第二科		
	農業開発科	電子科		住居科		
農業技術科	電子技術科	住居デザイン科				
農業土木科	電子工学科	鉱山学に関する学科	造形科			
農林工学科	電子システム科					
農林土木科	電子情報科					
緑地園芸科	電子情報システム科					
緑地科	電子通信科		鉱山科			

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法	71	建築大工 (1級)				○																											
	71	建築大工 (2級)				③																											
	64	型枠施工 (1級)				○		○																									
	64	型枠施工 (2級)				③		③																									
	72	左官 (1級)						○																									
	72	左官 (2級)						③																									
	57	とび・とび工 (1級)							○																								○
	57	とび・とび工 (2級)							③																								○
	73	コンクリート圧送施工 (1級)							○																								
	73	コンクリート圧送施工 (2級)							③																								
	66	ウエルポイント施工 (1級)							○																								
	66	ウエルポイント施工 (2級)							③																								
	74	冷凍空調和機器施工・空調設備配管 (1級)											○																				
	74	冷凍空調和機器施工・空調設備配管 (2級)											③																				
	75	給排水衛生設備配管 (1級)											○																				
	75	給排水衛生設備配管 (2級)											○																				
	76	配管・配管工 (1級)	【注3】										○																				
	76	配管・配管工 (2級)	【注3】										③																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)									○		○																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」 (2級)									③		③																				
	77	タイル張り・タイル張り工 (1級)												○																			
	77	タイル張り・タイル張り工 (2級)												③																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み (1級)												○																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み (2級)												③																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (1級)								○			○																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (2級)								③			③																				
	80	石工・石材施工・石積み (1級)								○																							
80	石工・石材施工・石積み (2級)								③																								
81	鉄工・製罐 (1級)	【注4】											○																				
81	鉄工・製罐 (2級)	【注4】											③																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	【注5】												○																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級)	【注5】												③																			
83	工場板金 (1級)																																
83	工場板金 (2級)																																
84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)	【注6】							○																								
84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (2級)	【注6】							③																								
85	板金・板金工・打出し板金 (1級)																																
85	板金・板金工・打出し板金 (2級)																																
86	かわらぶき・スレート施工 (1級)								○																								
86	かわらぶき・スレート施工 (2級)								③																								
87	ガラス施工 (1級)																																
87	ガラス施工 (2級)																																
88	塗装 (1級)	【注7】																															
88	塗装 (2級)	【注7】																															
88	木工塗装・木工塗装工 (1級)	【注7】																															
88	木工塗装・木工塗装工 (2級)	【注7】																															
89	建築塗装・建築塗装工 (1級)	【注7】																															
89	建築塗装・建築塗装工 (2級)	【注7】																															
90	金属塗装・金属塗装工 (1級)	【注7】																															
90	金属塗装・金属塗装工 (2級)	【注7】																															
91	噴霧塗装 (1級)	【注7】																															
91	噴霧塗装 (2級)	【注7】																															
67	路面標示施工																																
92	畳製作・畳工 (1級)																																
92	畳製作・畳工 (2級)																																
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)																																
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (2級)																																
94	熱絶縁施工 (1級)																																
94	熱絶縁施工 (2級)																																
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)	【注8】																															
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (2級)	【注8】																															
96	造園 (1級)																																
96	造園 (2級)																																
97	防水施工 (1級)																																
97	防水施工 (2級)																																
98	さく井 (1級)																																
98	さく井 (2級)																																

記号の説明
◎: 監理技術者資格 ○: 主任技術者資格

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解							
その他	61	地すべり防止工事	【注10】					①																				①												
	40	基礎ぐい工事	【注9】					○																																
	62	建築設備士	【注11】									①	①																											
	63	計装	【注12】									①	①																											
	60	解体工事	【注13】																															○						
	36	登録技能者	登録電気工事基幹技能者									○															○													
			登録橋梁基幹技能者						○						○																									
			登録造園基幹技能者																									○												
			登録コンクリート圧送基幹技能者							○																														
			登録防水基幹技能者																					○																
登録トンネル基幹技能者									○																															
登録建設塗装基幹技能者																						○																		
登録左官基幹技能者								○																																
登録機械土工基幹技能者									○																															
登録海上起重基幹技能者																			○																					
登録PC基幹技能者										○																														
登録鉄筋基幹技能者																	○																							
登録圧接基幹技能者																	○																							
登録型枠基幹技能者								○																																
登録配管基幹技能者												○																												
登録嵩・土工基幹技能者								○																																
その他	36	登録技能者	登録切断穿孔基幹技能者					○																																
			登録内装仕上工事基幹技能者																					○																
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																			○		
			登録エクステリア基幹技能者						○	○					○																									
			登録ALC基幹技能者																																					
			登録建築板金基幹技能者									○																												
			登録外壁仕上基幹技能者						○															○	○															
			登録ダクト基幹技能者											○																										
			登録保温保冷基幹技能者																									○												
			登録ウレタン断熱基幹技能者																								○													
			登録グラウト基幹技能者							○																														
			登録冷凍空調基幹技能者											○																										
			登録運動施設基幹技能者								○																			○										
			登録基礎工基幹技能者								○																													
			登録タイル張り基幹技能者													○																								
			登録標識・路面標示基幹技能者								○													○																
			登録土工基幹技能者								○																													
			登録発破・破砕基幹技能者								○																													
			登録圧入工基幹技能者								○																													
			登録送電線工事基幹技能者								○			○																										
			登録消火設備基幹技能者								○																													
			登録建築大工基幹技能者							○																														
			登録建築測量基幹技能者							○																														
			登録硝子工事基幹技能者																					○																
登録さく井基幹技能者																												○												
登録解体基幹技能者																																				○				
登録あと施工アンカー基幹技能者								○																																
登録計装基幹技能者											○	○												○		○														
登録土質改良基幹技能者								○																																
登録都市トンネル基幹技能者								○																																
登録潜函基幹技能者								○																																
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当		【注2】	該当する業種																																				

根拠法令 ①電気工事士法・電気事業法、②電気通信事業法、③水道法、④消防法

※登録基幹技能者に関する注意事項

- ・登録基幹技能者について、ページ上段の表にある建設業の種類に関し10年以上の実務経験を有する場合に、当該建設業の種類における技術者として認められます。
- ・平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、ページ上段の表にある建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験を10年以上有するに至った時点で要件を満たすものとし、対象となります。
- ・登録基幹技能者講習修了証にて確認を行います。修了証に記載された建設業の業種のみ有効です（「土木」は除きます）。

※資格区分の欄の右端に【年数】が記載されている資格に関する注意事項

- ・資格取得から許可申請日までの間に当該年数の実務経験が必要です。

記号の説明
◎: 監理技術者資格 ○: 主任技術者資格

- 7 塗装について：技能検定における塗装については取得年度により次のコードを使用してください。

作業名	使用コード
昭和 48 年以降に取得した技能検定塗装資格（種別を（ ）書きで記載）	全て「88」を使用
木工塗装・木工塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「88」を使用
建築塗装・建築塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「89」を使用
金属塗装・金属塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「90」を使用
噴霧塗装（昭和 47 年以前に取得）	「91」を使用

- 8 木工について：昭和 48 年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
建具工（建具作業） ●	建具製作（建具作業） ○
木工（建具製作作業） ○	建具製作（木製建具製作作業） ●
建具製作（木製建具手加工作業） ○	建具製作（木製建具機械加工作業） ●
建具製作（アルミ製室内建具製作作業） ●	
	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業

- 9 基礎ぐい工事について：基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて、国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には、一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う試験が該当します。
- 10 地すべり防止工事について：地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会（旧社団法人地すべり対策技術協会）が行う地すべり防止工事試験が該当します。地すべり防止工事試験合格後の実務経験については、一般社団法人斜面防災対策技術協会に地すべり防止工事士として登録した後のものであることが必要です。
- 11 建築設備士について：建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- 12 計装について：建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う 1 級の計装士技術審査が該当します。
- 13 解体工事について：解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う試験が該当します。
- 14 建設機械施工管理技士について：令和 3 年 3 月 31 日までの建設機械施工技士は、建設機械施工管理技士と見なされます。
- 15 工事担任者について：令和 3 年 4 月 1 日以後の工事担任者試験の合格者、養成課程の修了者又は大臣認定を受けた者に限る。



10 許可通知書と標識

●一般建設業の許可通知書

商号名称	様
静岡県知事 ○ ○ ○ ○	
一般建設業の許可について（通知）	
令和2年7月16日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。	
記	
許可番号	静岡県知事許可（般-2）第 1234 号
許可の有効期間	令和 2年8月14日から令和 7年8月13日まで
建設業の種類	大工工事業 とび・土工工事業
注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 7年7月14日 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）	

許可通知日

一般・特定の別

許可番号

許可の有効期間

許可を受けた建設業

許可年月日

更新の提出期限

●特定建設業の許可通知書

商号名称	様
静岡県知事 ○ ○ ○ ○	
特定建設業の許可について（通知）	
令和2年7月16日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。	
記	
許可番号	静岡県知事許可（特-2）第 1234 号
許可の有効期間	令和 2年8月14日から令和 7年8月13日まで
建設業の種類	土木工事業 建築工事業
注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 7年7月14日 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）	

●建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合
（様式第28号記載例、サイズ 縦35cm以上 横40cm以上）

建設業の許可票			
商号又は名称	静岡建設株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 静岡太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	大工工事業	静岡県知事許可（般-5）第1234号	令和5年8月14日
一般建設業	とび・土工工事業	静岡県知事許可（般-5）第1234号	令和5年8月14日
特定建設業	土木工事業	静岡県知事許可（特-5）第1234号	令和5年8月14日
特定建設業	建築工事業	静岡県知事許可（特-5）第1234号	令和5年8月14日
この店舗で営業している建設業	大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業		



●建設会社が建設工事現場に標識を掲げる場合（元請業者に限る。）

（様式第29号記載例、サイズ 縦25cm以上 横35cm以上）

建設業の許可票			
商号又は名称	静岡建設株式会社		
代表者の氏名	静岡太郎		
主任技術者の氏名	専任の有無	浜松次郎	専任
	資格名	資格者証交付番号	第8765432号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	土木工事業		
許可番号	静岡県知事許可（特-5）第1234号		
許可年月日	令和5年8月14日		

●よくある標識の間違い

1 「代表者の氏名」の内容について・・・①

代表取締役 → 取締役 など

名前の文字が違うもの 齊藤 斎藤

静岡 静岡 など

2 許可の部分の記述・・・②③

(般5)の5が抜けているもの

(般5)の般が抜けているもの

満了日が入っているもの

受付日が入っているもの

更新前の許可日が入っているもの

静岡県知事許可が抜けているもの など

3 「この店舗で営業している建設業の種類」

の内容について・・・④

・業種が、未記載のものがあるケース

例) 建築 内装 大工 なのに「建築工事業」とだけ記述があるもの。

・業種の判別はできるが、記述が正しくないケース

例) 総合建築工事業 土木一式工事業

総合建築一式工事 上下水道工事業 とび工事、タイル工事

・建設工事の種類での記載、または類似する記載のケース

例) 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事業

・29業種以外の工事業の記載のケース

例) はつり などの記述があるもの

・略号での記載のケース

例) (と)(管)

・ひらがなで書くものを漢字で書かれているケース

例) 鑿井工事業 浚渫工事業

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名	①		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第号	
		国土交通大臣 知事許可()第号	③
		国土交通大臣 知事許可()第号	
		国土交通大臣 知事許可()第号	
この店舗で営業している建設業			
④			

35 cm 以上

40cm以上



